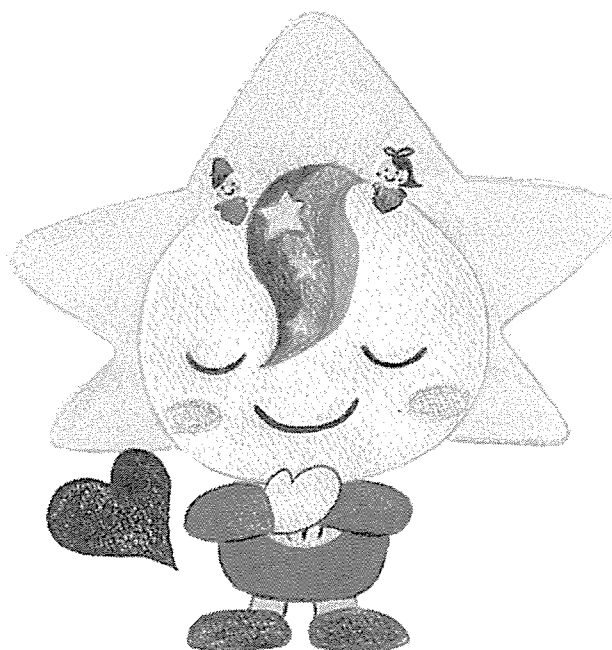


男女ハートフル共生プラン
～茂原市男女共同参画計画（第5次）～（案）
【令和8年度～令和12年度】



茂原市マスコットキャラクター

モバリん

令和8年3月
茂原市

目 次

第 1 章 計画の基本的考え方	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の性格と位置づけ	3
3. 計画の期間	4
4. 計画の愛称	4
5. 計画の基本理念	4
6. 計画の基本目標	4
第 2 章 計画策定の背景	5
1. 社会情勢の変化	6
(1) 日本社会全体における状況の変化	6
(2) 少子高齢化の進行	6
(3) 雇用情勢	9
(4) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	11
(5) 政策・方針決定過程への女性の参画	12
(6) 配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からの暴力（DV） 等をめぐる状況	13
(7) 災害の経験から得た教訓	14
(8) 性の多様性について	15
2. 国・県・市の取組	16
(1) 国の取組	16
(2) 千葉県における取組	17
(3) 茂原市における取組	18

第3章 施策の体系	19
施策の体系	20
第4章 計画の内容	21
<u>基本目標Ⅰ 人権の尊重</u>	22
主要課題1 人権を守るための社会づくり	22
主要課題2 男女共同参画の意識づくり	26
主要課題3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	28
<u>基本目標Ⅱ あらゆる暴力の根絶</u>	30
主要課題1 暴力の防止と被害者支援の充実	30
<u>基本目標Ⅲ さまざまな分野における男女共同参画</u>	34
主要課題1 政策・方針決定過程における男女共同参画	34
主要課題2 地域社会における男女共同参画	36
主要課題3 家庭における男女共同参画	38
主要課題4 労働の場における男女共同参画	43
<u>基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる環境づくり</u>	48
主要課題1 安心して活動できる環境の整備	50
主要課題2 健やかに安心して暮らせる環境の整備	52
指標の一覧	55
第5章 計画の推進	59
(1) 推進体制の整備	60
(2) 関係機関との連携	60
(3) 調査研究・情報提供の充実	60

第1章 計画の基本的考え方

第1章 計画の基本的考え方

1. 計画策定の趣旨

本市は、市民一人ひとりが性別にとらわれず個性と能力を十分に発揮して自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現を目指しており、2004年（平成16年）に第1次茂原市男女共同参画計画、2011年（平成23年）に第2次計画、2016年（平成28年）に第3次計画、2021年（令和3年）に第4次計画を策定しました。

令和6年度に実施した「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査（以下、「令和6年度市民意識調査」という。）」の結果によると、「家庭」と「職場」において、男女が平等であると感じる人の割合が増えてきており、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を持つ人は減少しました。

全体として、「男性の方が優遇されている」と感じている人の割合は減ってきていますが、「社会通念・慣習」や「政治・政策決定」の場においては、男性が優遇されているという回答が多く、女性の参画がいまだ不十分であることが課題として残りました。

第5次計画の策定にあたっては、第4次計画の成果と課題を引き継ぎ、本市の地域性や文化について十分に考慮し、市民の視点に立った2026年（令和8年）からの新たな市民共通の目標と行動の指針となる「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画(第5次)～」を策定するものです。

2. 計画の性格と位置づけ

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づき策定するものです。
- (2) 「茂原市まちづくり条例¹」第13条の規定に基づき策定するものです。
- (3) 男女共同参画社会の実現に向けた基本目標、主要課題及び施策を示した「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画(第4次)～」の成果を引き継ぎつつ、国・県の男女共同参画計画も踏まえるとともに、茂原市総合計画及びその他の行政計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会づくりを推進するものです。
- (4) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」）」第2条の3第3項の規定に基づく本市の基本計画として位置付けるものとします。
- (5) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（「女性活躍推進法」）」第6条第2項の規定に基づく本市の推進計画として位置付けるものとします。
- (6) 国際社会共通の目標「持続可能な開発目標（SDGs）²」で掲げる「ジェンダー³平等と

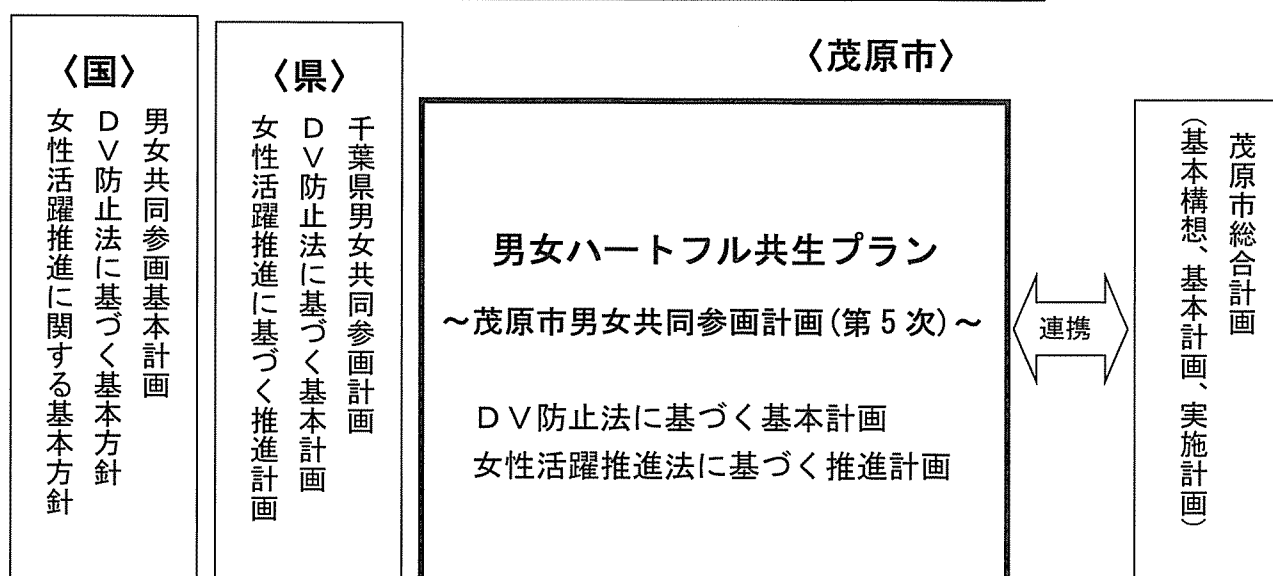
¹ 茂原市まちづくり条例 まちづくりの担い手である市民等、市及び議会が共有する基本的なルールとなる条例で、平成28年4月1日に施行された。第13条では、市民参加のまちづくりを進めていく上で、男女が互いを理解し協力し合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮することができる環境づくりに努めるものと規定している。

² 持続可能な開発目標（SDGs） Sustainable Development Goals の略で、読み方は「エスディー・ジーズ」。平成27年（2015）年9月の国連サミットにおいて採択され、令和12年（2030）年を期限に国際社会全体が取り組む開発目標のこと。

すべての女性・女児のエンパワーメント⁴」を目指し、推進していくものです。

- (7) 「性的指向及びジェンダーアイデンティティ⁵の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」第5条に基づき、同法に規定する基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、国民の理解に関する施策を策定し、実施しようとするものです。
- (8) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」第4条に基づき、同法の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講じようとするものです。
- (9) 男女共同参画社会の実現を図るため、全庁的に取り組むことはもとより市民や企業の理解と協力により、市として一丸となって推進していくものです。

男女共同参画社会基本法、DV防止法、女性活躍推進法



令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
第4次計画	男女ハートフル共生プラン ～茂原市男女共同参画計画(第5次)～					次期計画

「誰一人取り残さない」世界を目指し、17のゴールと169のターゲットから構成されている。

³ ジェンダー 「社会的・文化的に形成された性別」のこと。生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）とは別に、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「ジェンダー／gender」という。

⁴ 女性のエンパワーメント 女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的、経済的、政治的な状況を変えていく力を持つこと。

⁵ 性的指向及びジェンダーアイデンティティ 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」において、「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向、「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に関わる意識と定義している。

3. 計画の期間

この計画の期間は、2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）までの5年間とし、今後の社会情勢やニーズの変化に応じて随時見直しを行い、事業の効果的な推進を図ります。

4. 計画の愛称

茂原市男女共同参画計画（第2次）の策定にあたり、市民の皆さんに親しみを持っていただけるよう愛称を募集し、「男女ハートフル共生プラン」と決定しました。この愛称には「男女がお互いを思いやり、ともに支えあって生きていきましょう」という思いが込められています。

第5次計画の策定にあたっては、第4次計画の成果及び基本的理念を踏襲することから、計画の名称は、「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画（第5次）～」とします。

5. 計画の基本理念

自分らしく生き、共に支え合い、安心して暮らせる社会の実現

市民一人ひとりが性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの生き方を選択できる社会を形成していくためには、互いの人権を尊重し、支え合いながら、男女共同参画社会の実現に向けて主体的に考え、行動し、共に作り上げていく「市民が主役」の持続可能なまちづくりが求められます。

市民や団体、企業と行政が手を携え、誰もが共に喜びと責任を分かち合い、「すべての市民が住んで良かったと思える男女共同参画のまち茂原」を実現するために、「自分らしく生き、共に支え合い、安心して暮らせる社会の実現」を理念に掲げ、男女共同参画社会づくりを推進します。

6. 計画の基本目標

- I 人権の尊重
- II あらゆる暴力の根絶
- III さまざまな分野における男女共同参画
- IV 誰もが安心して暮らせる環境づくり

第2章 計画策定の背景

第2章 計画策定の背景

1. 社会情勢の変化

(1) 日本社会全体における状況の変化

現在、日本社会では、少子高齢化による人口減少が進み、女性をはじめ、高齢者や外国人など多様な人材の活躍が求められる社会へと変化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた現代社会では、デジタル化が進み、リモートワークやオンラインサービスの定着、働き方や生活スタイルの見直しが進行しています。このように私たちを取り巻く社会経済の構造は劇的に変化し続けており、男女共同参画をめぐる課題も複雑化・多様化しています。

一方で、ジェンダーや多様性への関心が高まるなか、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）や構造的な不平等は依然として存在しており、真の意味での平等実現に向けた取組が引き続き求められます。特に若い世代を中心に、性別にとらわれない生き方や多様な価値観を尊重する姿勢が浸透しつつあり、これらの変化を踏まえた政策展開が不可欠になっています。

ジェンダー平等の推進と多様性の尊重は、誰もが安心して暮らせる持続可能な地域社会の基盤となるものであり、今後のまちづくりの重要な視点となります。社会のさまざまな分野で、すべての人々が性別による差別・制限を受けることなく、対等な立場で社会参画する機会が確保され、一人ひとりの個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現が急務となっています。

(2) 少子高齢化の進行

少子高齢化の急速な進行により、我が国の人口は2008年（平成20年）をピークに減少局面に入り、人口減少社会に突入しています。2023年（令和5年）の合計特殊出生率⁶は1.20で、現在の人口を維持するために必要とされる人口置換水準 2.07 を大きく下回っています。

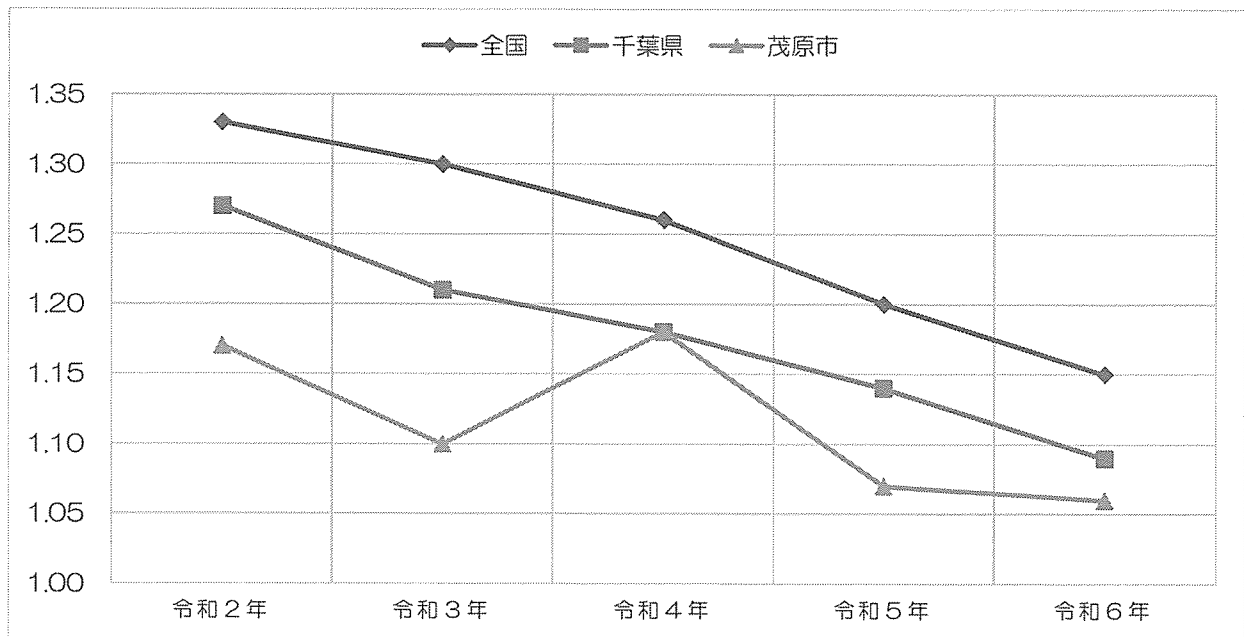
本市においても、人口は2002年（平成14年）をピークに減少が始まり、合計特殊出生率は2023年（令和5年）で1.07と、全国及び千葉県を下回っており、今後も確実に人口は減少していくと見込まれています。

⁶ 合計特殊出生率 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

合計特殊出生率

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全国	1.33	1.30	1.26	1.20	1.15
千葉県	1.27	1.21	1.18	1.14	1.09
茂原市	1.17	1.10	1.18	1.07	1.06

(人)



資料：千葉県「合計特殊出生率の推移市町村別」

一方、全人口に占める65歳以上の割合を示す高齢化率については、2024年（令和6年）、全国で29.3%と過去最高となっており、我が国は国民の約3.4人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えています。千葉県では27.6%と全国よりは下回っているものの、本市においては34.4%と全国及び千葉県を上回っています。

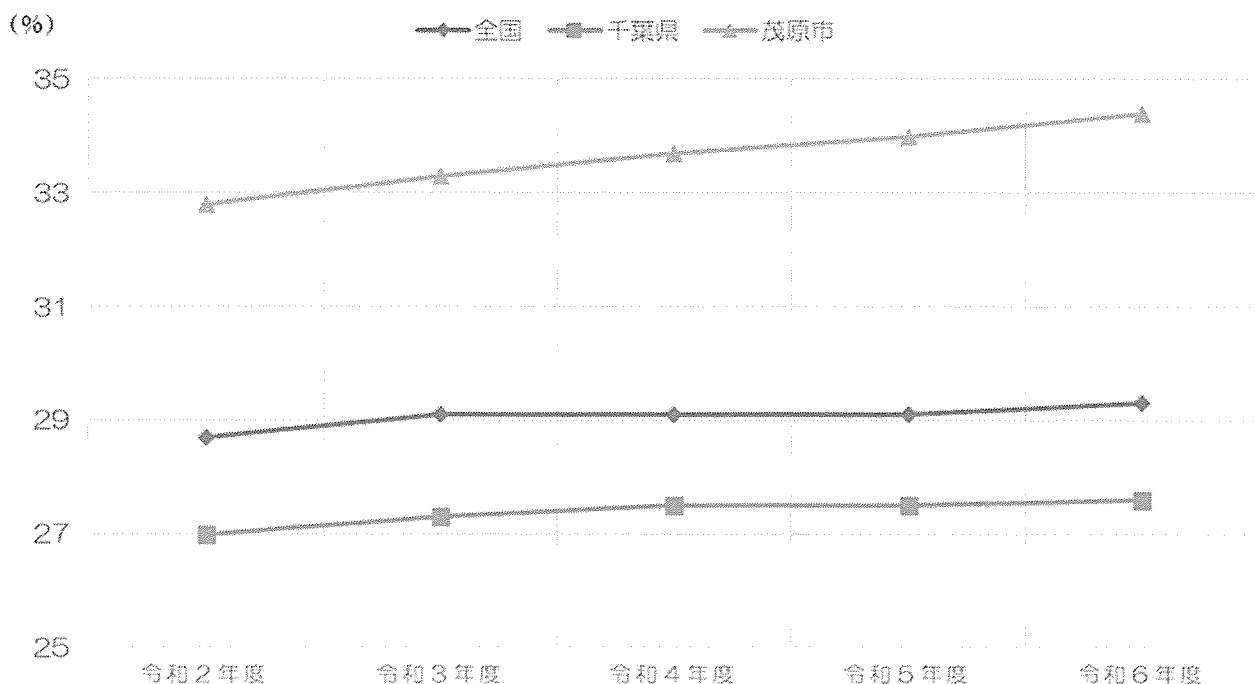
今後も、人口が減少する中で65歳以上の人口が増加することにより高齢化率が上昇を続け、2037年（令和19年）には、3人に1人以上が65歳以上となる見込みになっています。

少子高齢化が進行することにより、労働人口の減少や社会保障費の増大などのさまざまな問題が引き起こされ、老後の生活に不安を感じざるを得ない状況となっています。

高齢化率

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全国	28.7	29.1	29.1	29.1	29.3
千葉県	27.0	27.3	27.5	27.5	27.6
茂原市	32.8	33.3	33.7	34.0	34.4

(%)



資料：内閣府「高齢社会白書」、総務省統計局「統計からみた我が国の高齢者」
千葉県「県内市町村別の高齢者人口」

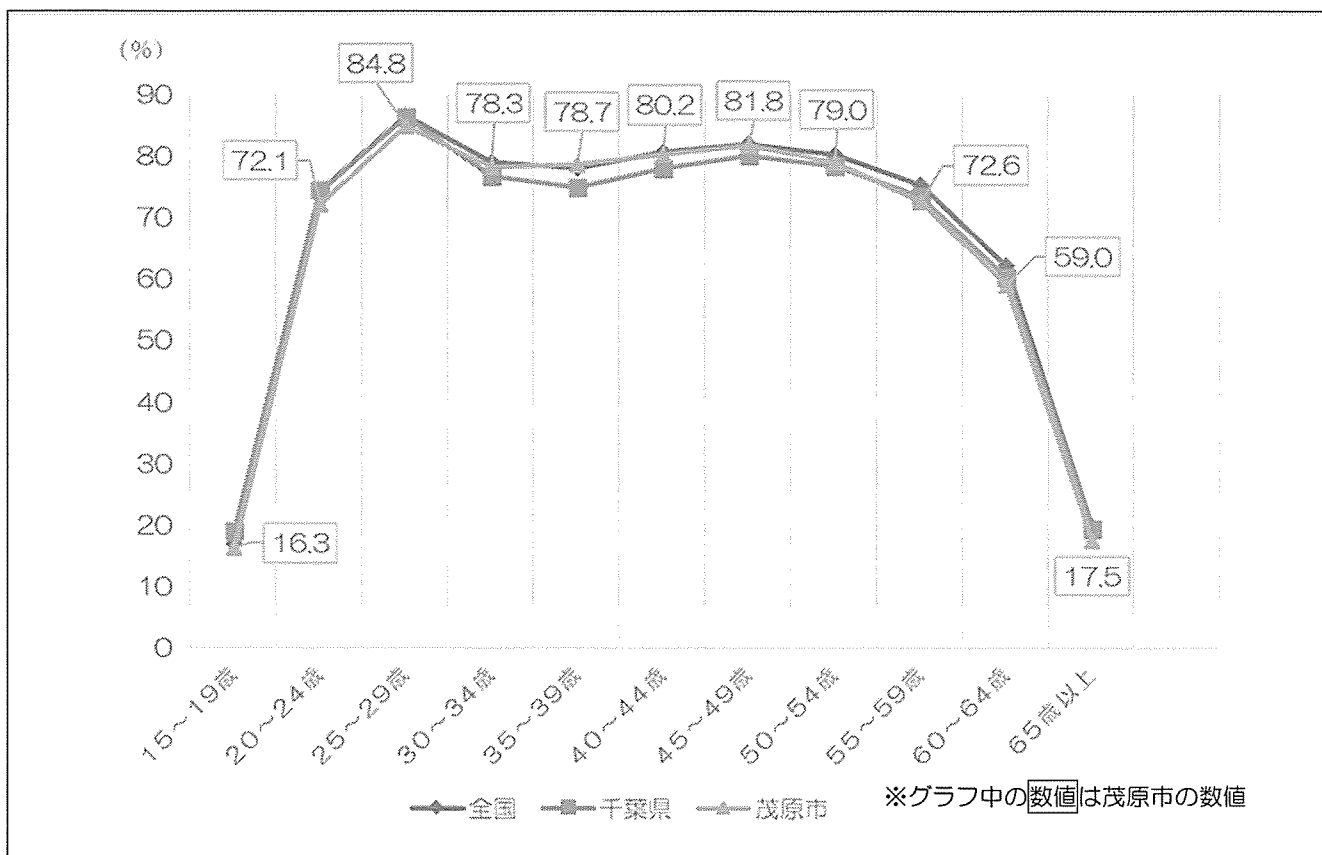
(3) 雇用情勢

◆女性の社会参画とM字カーブ

女性の年齢階級別労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）を見ると、全国、千葉県、本市とも、出産・子育て期にあたる30歳から40歳代で割合が落ち込む「M字カーブ」と呼ばれる曲線を描く状態となっています。

近年ではこの年代における労働力率が上昇しており、M字の状態は徐々に改善しつつあり、本市においては35歳から39歳の女性の労働力率は全国及び千葉県の割合をわずかに上回っています。

女性の年齢階級別労働力率

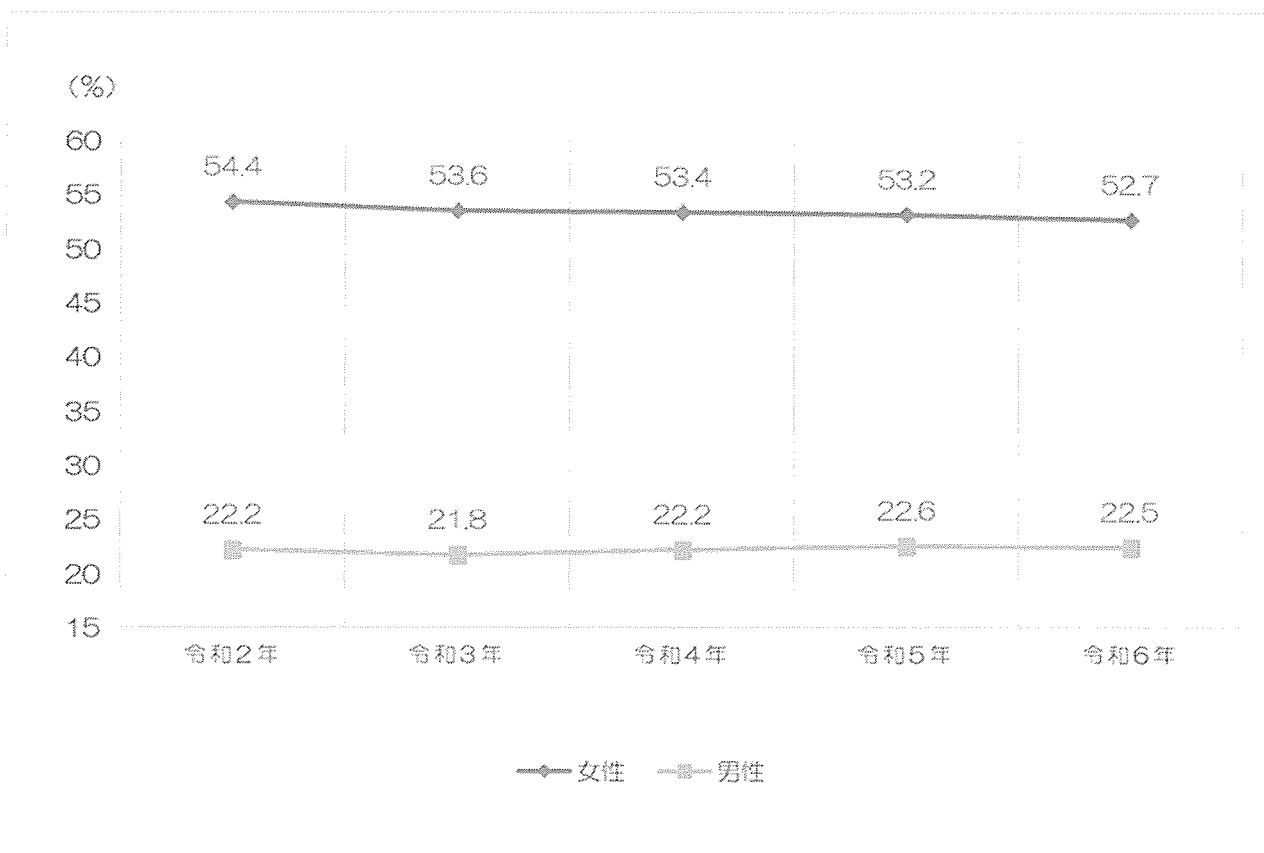


資料：「令和2年国勢調査」

◆女性の非正規雇用労働者の割合

全国の非正規雇用労働者の割合を見ると、女性の割合は男性を大幅に上回っています。令和6年の女性の非正規雇用労働者の割合は52.7%であり、減少傾向にはあるものの就労する女性の半数以上が非正規雇用という状態が長く続いています。

非正規雇用労働者の割合の推移（全国）



資料：「労働力調査（詳細集計）2024年（令和6年）平均」
※千葉県及び茂原市のデータはなし

(4) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）⁷の推進

人口減少に伴う労働力不足が懸念される中、性別にとらわれず多様な人々が活躍できる社会の実現が、これまで以上に重要となっています。

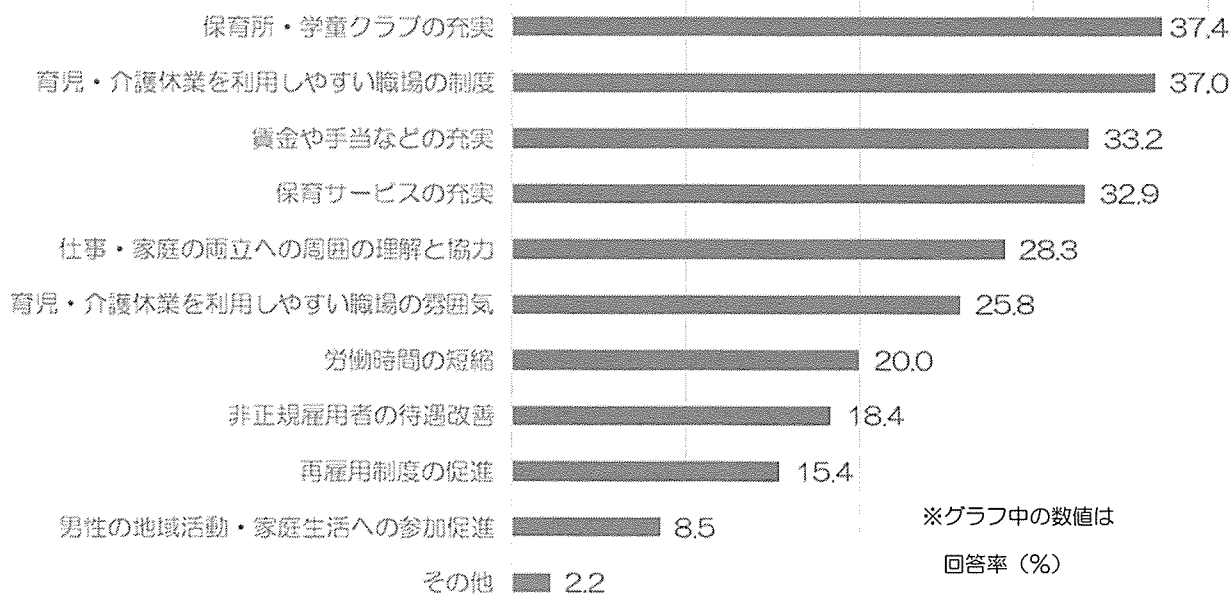
「令和6年度市民意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を持つ人の割合が大幅に減少していることが明らかとなりました。

男女が共に仕事と家庭を両立していくためには、ワーク・ライフ・バランスへの取組が不可欠です。そのためには、保育所や学童クラブの充実、育児・介護休業を取得しやすい職場の環境整備などが求められています。

我が国においては、「女性活躍推進法」の施行により仕事と家庭の両立を支援する法制度が整備され、また、働き方改革の推進により長時間労働の是正が本格化するなど、制度面の進展が見られます。

こうした制度の整備に加え、働く人々の意識の変化と企業の取組が相互に影響し合いながら、ワーク・ライフ・バランスの考え方が広がっています。仕事の効率を高めながら、男女がともに働き、家庭や地域でも役割を分かち合うことができれば、子育てや高齢者の介護など、暮らしに関わる支え合いもより充実することが期待されます。

男女が共に仕事と家庭を両立していくためには、 どのような環境整備が必要だと思いますか



資料：茂原市「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」（令和6年度）

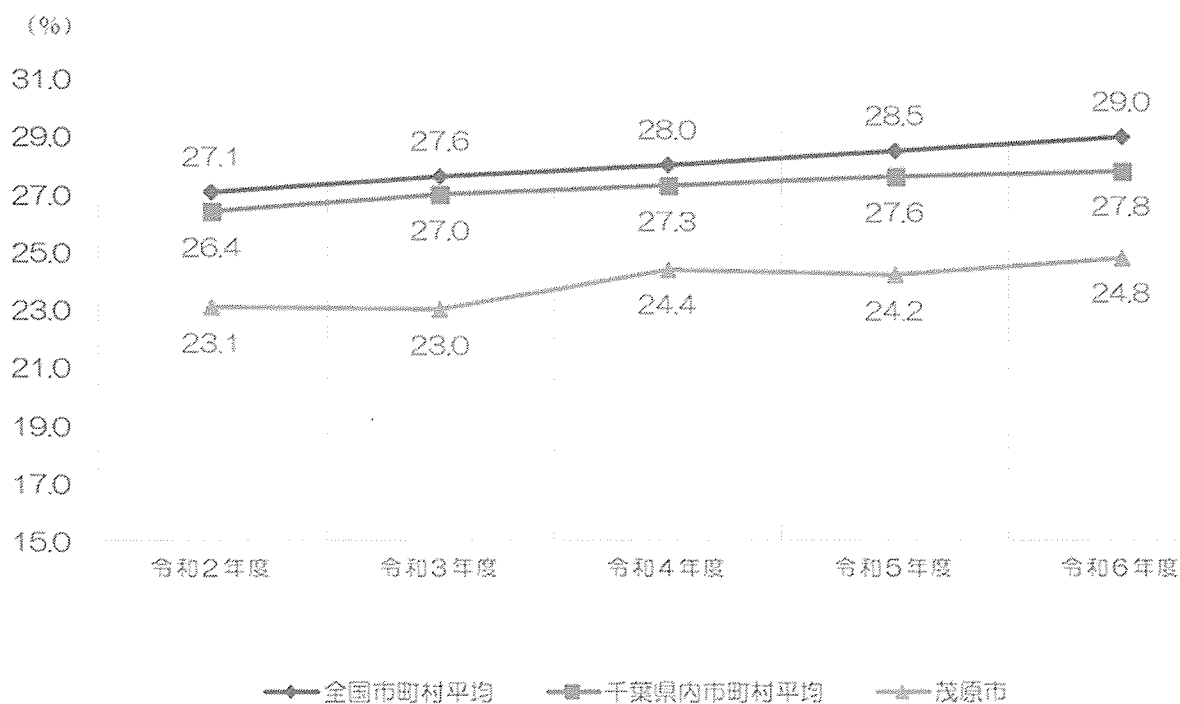
⁷ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和） 一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のこと。

(5) 政策・方針決定過程への女性の参画

2015年（平成27年）の「女性活躍推進法」の制定、2018年（平成30年）の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定などを背景として、近年、政治分野や行政分野をはじめ、企業や各種団体などにおける意思決定の過程への女性の参画は進みつつありますが、いまだ十分な水準に達しているとは言えません。

本市の審議会等における女性委員の割合は増減を繰り返していますが、全国市町村平均値と千葉県内市町村平均値を下回る状態が続いています。

審議会等における女性委員割合の推移



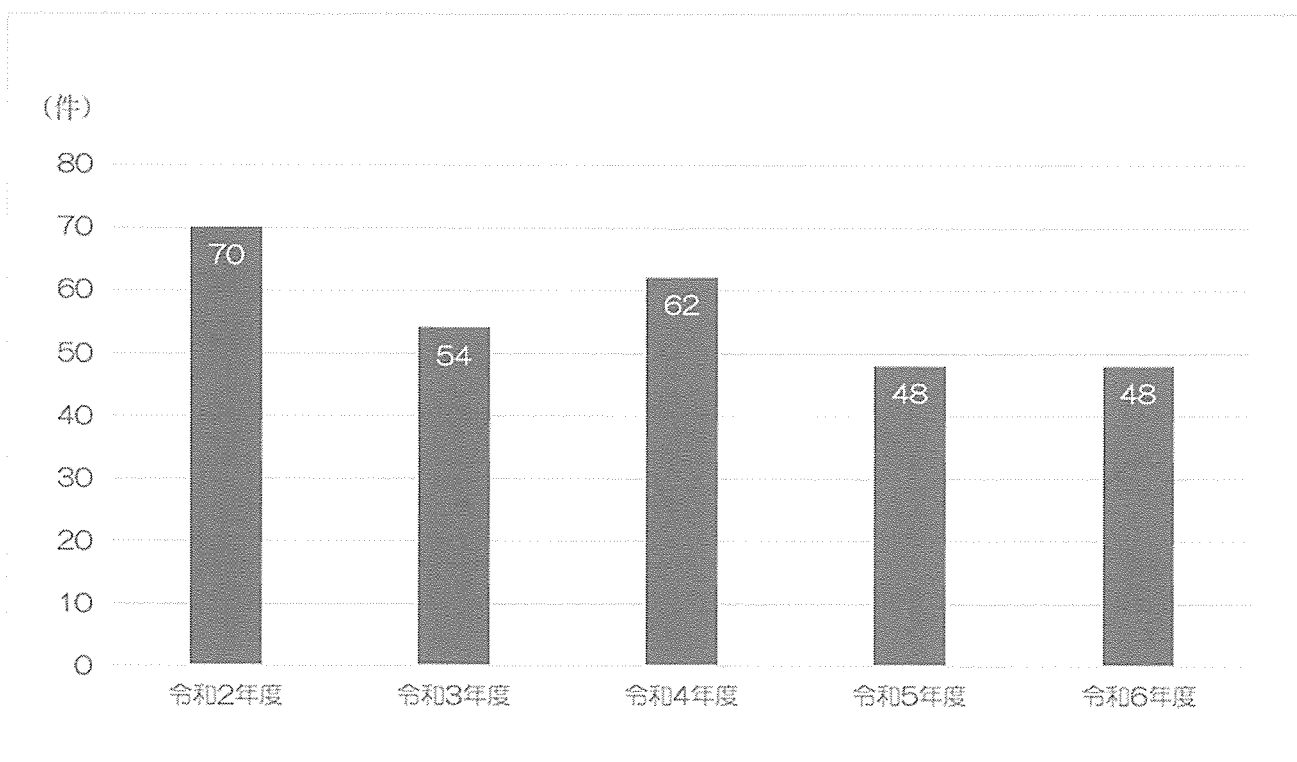
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(6) 配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からの暴力（DV⁸）等をめぐる状況

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からの暴力（DV）、児童虐待などの暴力、性犯罪、ハラスメント等は、被害者の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会の実現に向けて克服すべき重要な課題です。このような問題は、加害者が身近な人であることが多いことから、被害の潜在化・深刻化が懸念されます。

「令和6年度市民意識調査」では、暴力等の行為を受けたことがあると回答した人のうち、「相談したかったが、しなかった」「相談しようとは思わなかった」人は74.8%、「誰かに打ち明けたり相談した」人は25.2%でした。

茂原市のDV相談件数の推移



資料：茂原市「DV相談件数」

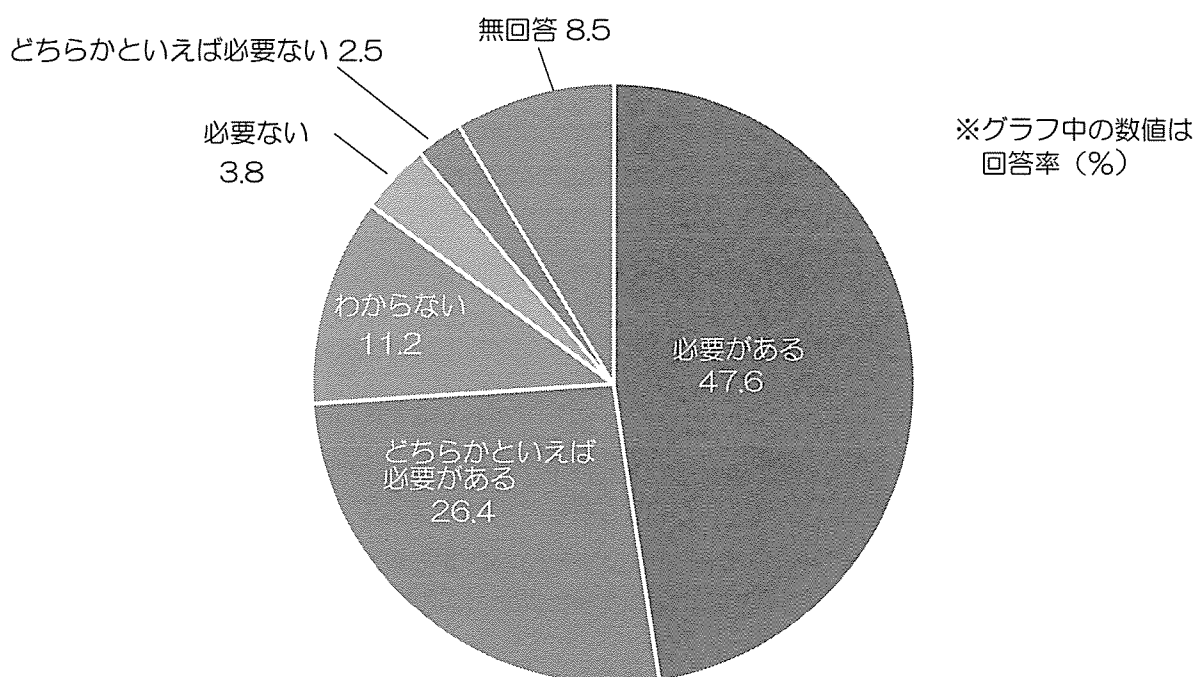
⁸ DV 配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあった者からの暴力のことを「DV（ドメスティック・バイオレンス）」という。身体的暴力だけでなく、精神的、経済的、性的などあらゆる暴力が含まれる。

(7) 災害の経験から得た教訓

近年の我が国は、2022年（令和4年）の福島県沖地震や、2024年（令和6年）の能登半島地震などをはじめとして、全国各地で地震や台風などの自然災害が多く発生しています。度重なる災害の経験の中で、物資の備蓄・提供や避難所の運営等において女性の視点に立った対応が十分ではなかったことが明らかになりました。

茂原市においても、2019年（令和元年）9月から10月にかけて上陸した台風、大雨及び2023年（令和5年）の台風接近に伴う大雨の影響により、極めて深刻な被害が発生しました。「令和6年度市民意識調査」の結果によると、7割以上の人々が、防災・災害復興対策に女性の視点に配慮した対応がとられる必要があると考えています。

防災・災害復興対策に、女性の視点に配慮した対応がとられる必要があると思いますか。



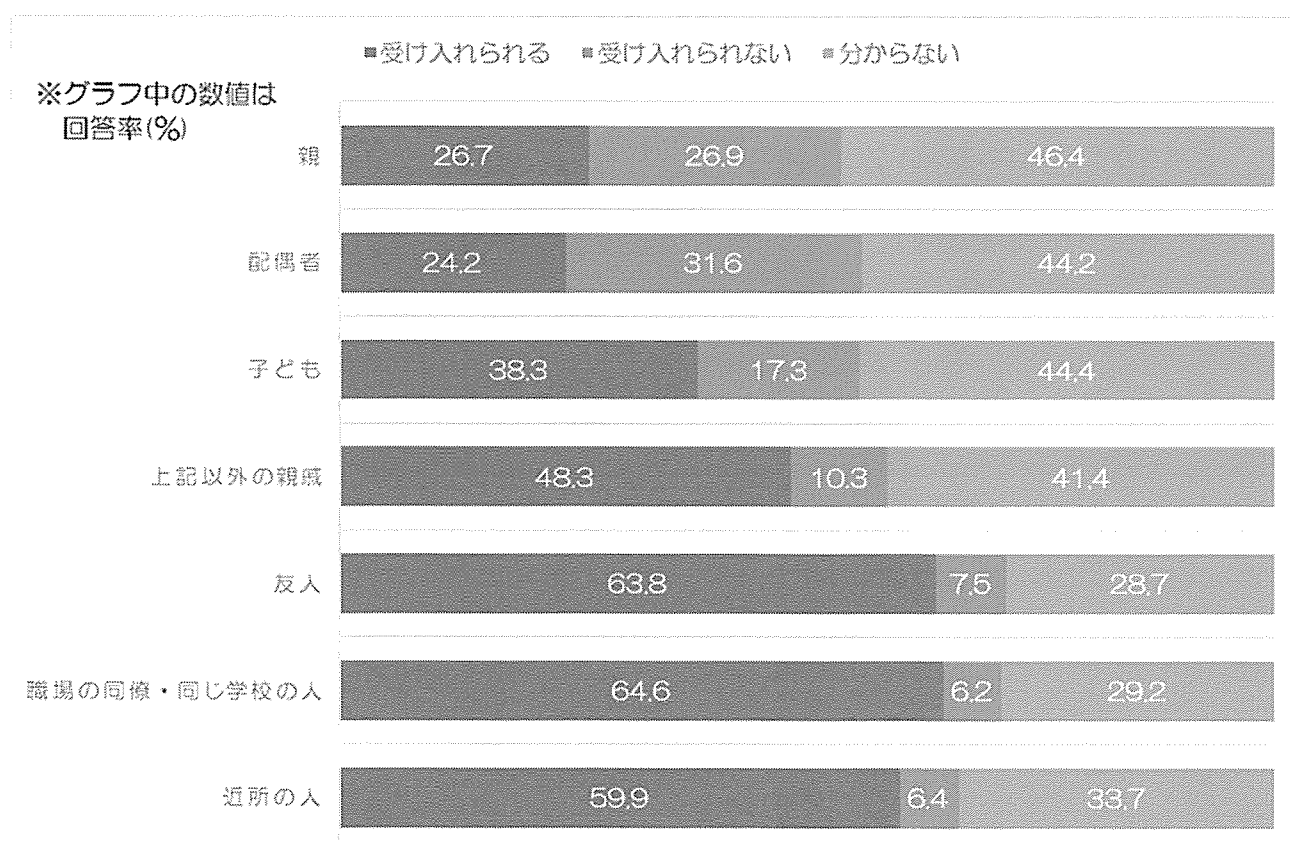
資料：茂原市「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」（令和6年度）

(8) 性の多様性について

LGBTQ⁹等の性の多様性をめぐる状況は大きく変化し、社会的に関心は高まりつつありますが、正しい理解が進んでいるとは言い難く、多様な性的指向及び性自認・性別違和を持つ人々が悩みを抱え、自分らしく生きることが困難な状況に置かれています。

「令和6年度市民意識調査」の結果によると、友人や職場の同僚・同じ学校の人が同性（両性）愛者であることは比較的受け入れられるが、親や配偶者といった、より近い関係の人に対しては受け入れられないという傾向にあります。

「同性（両性）愛者」を受け入れられますか。



資料：茂原市「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」（令和6年度）

⁹ LGBTQ Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、身体の性と心の性が一致しない者）、Questioning（クエスチョニング、心の性が男性、女性のどちらにも規定できない、またはしない人々）の頭文字をとった単語で、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）等を表す言葉。

2. 国・県・市の取組

(1) 国の取組

◆「男女共同参画社会基本法」の制定と法制度の整備

1999年（平成11年）6月に、国、地方公共団体、国民の責務を定めた「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」）が公布、施行されました。「基本法」では、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義しています。これに基づき、2000年（平成12年）に「男女共同参画基本計画」が策定されました。

◆女性の職業生活における活躍の推進

指導的地位への女性の参画推進に向けて、2015年（平成27年）8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」（以下、「女性活躍推進法」という。）が成立しました。加えて、女性の活躍推進に向けた基盤である、男性の家事・育児等への参画に向けた取組や非正規労働対策、さらには、ひとり親家庭など困難を抱える女性に対する支援、配偶者暴力など女性に対する暴力の予防と根絶などについても、取組が進められてきました。

女性活躍推進法は、当初、令和8年（2026年）3月31日までの時限立法として施行されていましたが、令和18年（2036年）3月31日まで10年間延長されました。これにより、事業主による男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表義務が拡大されるなど、多様な労働者が活躍できる就業環境の整備に向けたさらなる取組が求められます。

◆政治分野における男女共同参画の推進と働き方改革

2018年（平成30年）5月には、衆議院などの議員の選挙において、男女の候補者数ができる限り均等になることを目指して行われること等を基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました。

また、同年6月には、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保などの措置を講ずることを定めた「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が制定されました。

◆第6次男女共同参画基本計画の策定

2025年（令和7年）12月に、期間を5年間とする「第6次男女共同参画基本計画」が策定されました。

第6次計画の策定にあたっては、男女共同参画基本計画の目指すべき社会として下記の事項を挙げています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

(2) 千葉県における取組

◆体制の整備と計画の策定

千葉県では、2001年（平成13年）に「基本法」を受けて「千葉県男女共同参画計画」を策定し、2026年（令和8年）3月に、期間を5年間とする「第6次千葉県男女共同参画計画」が策定されました。この計画は、「女性活躍推進法」に基づく推進計画としても位置付けられています。

(3) 茂原市における取組

◆国・県の動きに対応した取組と市の男女共同参画計画の策定及び事業評価

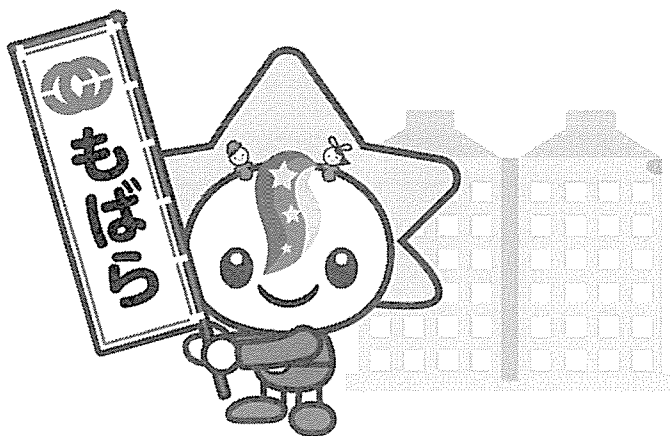
本市では、2002年（平成14年）に男女共同参画社会づくりを総合的・計画的に推進するため、市議会議員、学識経験者、市内関係団体の代表及び一般公募による市民代表の委員から構成される「茂原市男女共同参画社会づくり推進懇話会（以下「懇話会」という。）」を設置するとともに市役所内の推進体制として「茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）¹⁰」を設置しました。

2004年（平成16年）3月に懇話会の提言をもとに、市は「茂原市男女共同参画計画（第1次計画）」を策定し、2011年（平成23年）3月には、「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画（第2次計画）～」を策定しました。

2013年（平成25年）4月に懇話会は、「茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会（以下、「推進協議会」という。）¹¹」と名称を変更しました。毎年、前年度の事業評価を実施し、市は推進協議会の提言を基に次年度の事業に反映させています。

2016年（平成28年）3月には、「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画（第3次計画）～」、2021年（令和3年）3月には、「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画（第4次計画）～」を策定しました。

市・推進委員会・推進協議会が一体となり「市民一人ひとりが性別にとらわれず個性と能力を十分に発揮して自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現」を目指します。



茂原市マスコットキャラクター

モバリん

¹⁰ 茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会 茂原市男女共同参画計画に基づく施策の進行管理と必要な庁内調整を行う組織として、庁内各部男女1名ずつの16名で構成された委員会。

¹¹ 茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会 茂原市における男女共同参画社会の形成をめざし、男女共同参画の総合的推進を図る組織として、学識経験者・関係諸団体の代表者・市民等10名で構成された協議会。

第3章 施策の体系

自分らしく生き、共に支え合い、安心して暮らせる社会の実現

基本目標

I 人権の尊重



主要課題

1 人権を守るための社会づくり

2 男女共同参画の意識づくり

3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

施策の方向

(1) 人権尊重意識の啓発★

(2) 相談体制の拡充

(1) 男女共同参画の意識啓発の推進

(1) 保育所・幼稚園・小中学校における男女共同参画に関する教育の推進

II あらゆる暴力の根絶



1 暴力の防止と被害者支援の充実

(1) DV、虐待防止啓発の推進☆

(2) 被害者に対する支援、相談体制の充実☆

III さまざまな分野における男女共同参画



1 政策・方針決定過程における男女共同参画

(1) 市政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進★

2 地域社会における男女共同参画

(1) 地域における男女共同参画の促進

3 家庭における男女共同参画

(1) 家庭生活における男女共同参画の促進★

(2) 子育て支援の充実★

(3) 介護支援の充実★

4 労働の場における男女共同参画

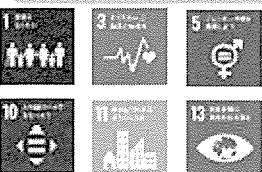
(1) ワーク・ライフ・バランスの推進★

(2) 雇用機会の均等と職場環境の整備・改善★

(3) 女性の職業生活における活躍の推進★

(4) 農業・自営業等における男女共同参画の促進★

IV 誰もが安心して暮らせる環境づくり



1 安心して活動できる環境の整備

(1) 高齢者・障害者等施策の充実★

(2) 防災・防犯における男女共同参画の促進

2 健やかに安心して暮らせる環境の整備

(1) 生涯を通じた健康支援

(2) 安心して妊娠・出産できる環境づくり★

☆DV 防止法第2条の3第3項の規定に基づく基本計画

★女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づく本市の推進計画

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 人権の尊重

日本国憲法¹²には個人の尊重や男女平等がうたわれ、この原則に基づき男女平等に関するさまざまな法制度が整備されてきました。

すべての国民は法の下に平等であり、「人権の尊重」は、男女共同参画の根底をなす基本理念です。

男女共同参画社会づくりを推進していくためには、男女を問わず個人の尊厳を重んじ、男女が共にひとりの人間として能力を発揮できるようにしていく必要があります。

社会生活の中で、「男は仕事、女は家庭」などの固定的な性別役割分担意識をなくし、男女の人権が尊重される社会の実現に向けて取り組む必要があります。

また、LGBTQ等の性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）は、周囲の理解不足や偏見により、さまざまな困難に直面しています。男女に限らない多様な性についても理解を深めることが求められます。

主要課題Ⅰ 人権を守るための社会づくり

日本国憲法に個人の尊重と法の下に平等がうたわれているように、基本的人権はすべての人が生まれながらにして持つ権利です。

ハラスメント¹³は、人権を侵害する重大な問題であり、決して許されるものではありません。

「令和6年度市民意識調査」の結果によると、セクシュアル・ハラスメント¹⁴（以下、「セクハラ」という。）等が起こる原因として、「一部にモラルの低い人がいるから」、「性的言動を相手が不快に思うことがわかっていないから」、「相手を対等な人間として見ていないから」という意見が多く挙がっています。

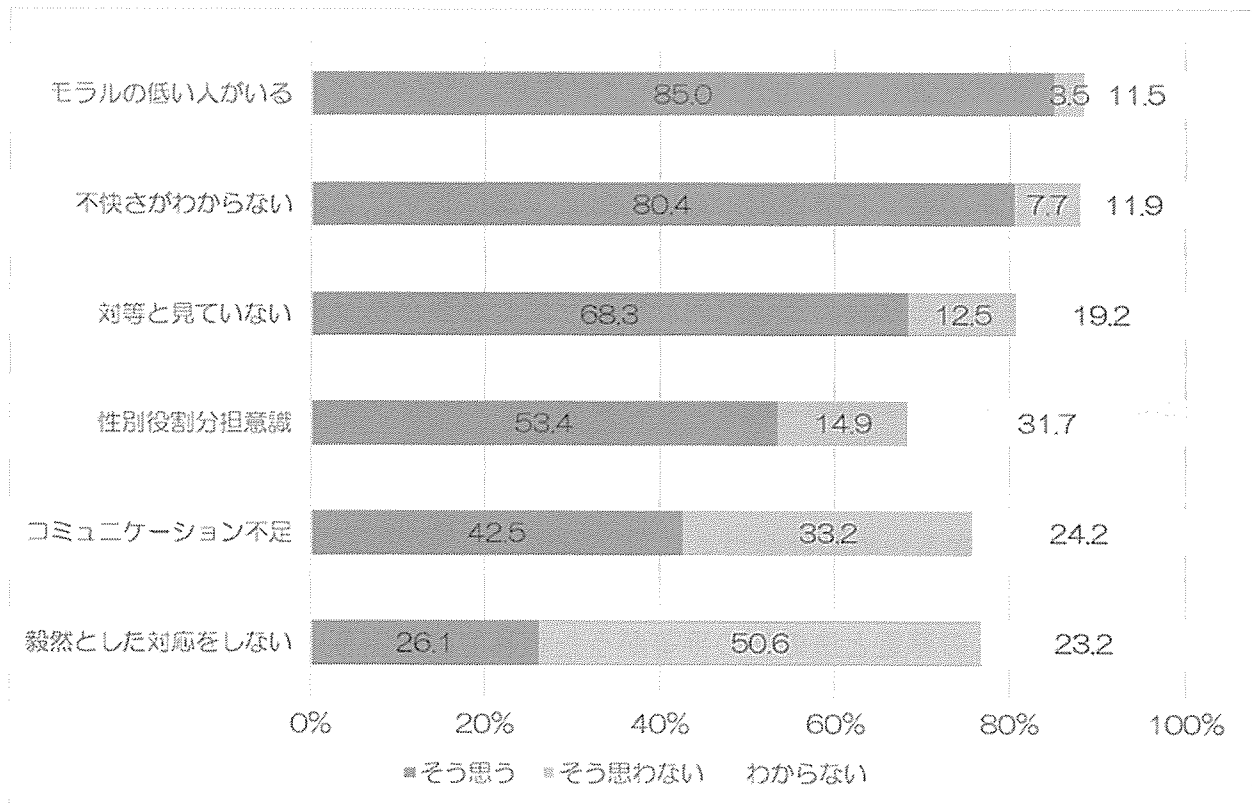
人権尊重意識の啓発や、市民に対する相談体制の充実等により、すべての人が互いの価値観や生き方の違いを認め合い、自分らしく生きることのできる社会づくりを進めていく必要があります。

¹² 日本国憲法 国民の権利・自由を守るために、国がやるべきこと、やってはいけないことが定められている。第14条では、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定められている。

¹³ ハラスメント 嫌がらせやいじめなど、相手に対して不快な思いをさせたり、尊厳を傷つけたりする言動を指す。一般的には、職場や学校などの人間関係の中で、力関係を背景にした嫌がらせや差別的な行為のことをいう。

¹⁴ セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する発言・行動による性的嫌がらせのこと。職場におけるセクハラの実義では、労働者の意に反する性的な言動に対する対応により、当該労働者が解雇、降格、減給等の不利益を受けることを「対価型セクシュアル・ハラスメント」、労働者の意に反する性的な言動により職場環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じることを「環境型セクシュアル・ハラスメント」としている。

セクシュアル・ハラスメントが起こる原因は何だと思えますか。



資料：茂原市「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」（令和6年度）

【施策の方向】

(1) 人権尊重意識の啓発

男女共同参画の視点に立って人権尊重意識の啓発及びハラスメントの防止に努めます。

事業番号	具体的取組	担当課
1	<p>人権に関する教育及び意識啓発の推進</p> <p>人権問題に対する正しい理解を広め、人権意識の向上を図るため、家庭、地域社会、職場などあらゆる場や機会をとらえて、全ての人は平等で対等に尊重される権利を持つことを関係機関と幅広く啓発活動の実施に努めていきます。</p>	生活課
2	<p>職場におけるハラスメント防止の促進（★）</p> <p>職場におけるハラスメント防止について、茂原商工会議所等の関係機関に要請するとともに、千葉労働局雇用環境・均等室や千葉県男女共同参画センター等の相談窓口について情報提供を行います。</p> <p>また、市内事業所においてハラスメント防止の取組が促進するよう啓発を実施します。</p>	商工観光課
3	<p>多様な性のあり方に関する意識啓発の推進</p> <p>LGBTQ等（性的少数者等）に対する理解を深め、SOGI¹⁵（性的指向と性自認）に関する正しい知識を身につけることで、偏見や差別意識をなくすことを目指します。</p> <p>すべての人が多様な個性を尊重し合い、誰もが安心して自分らしく生活できるよう、正確な情報提供と理解促進のための啓発を行います。</p>	企画政策課
指標	性の多様性に関する啓発	

（★）は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

※指標における（ ）内は令和6年度実績値

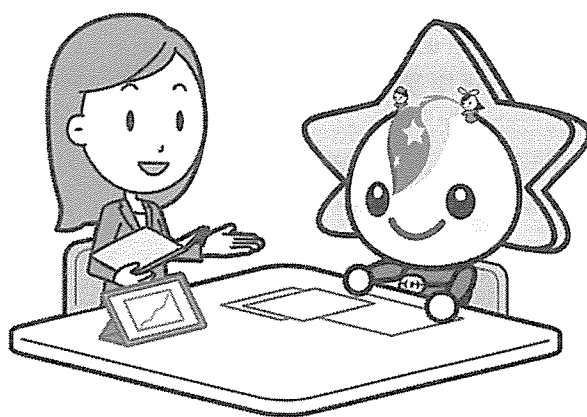
¹⁵ SOGI Sexual Orientation（性的指向）、Gender Identity（性自認）のこと。

【施策の方向】

(2) 相談体制の拡充

ハラスメントを含むあらゆる人権侵害を根絶するため、人権侵害に関する相談の充実などに努めます。

事業 番号	具体的取組	担当課
4	<p>市民相談・人権相談に対する適切な対応</p> <p>性別に関わらず、市民が複雑多様化する問題を安心して相談できるような体制を整えます。</p> <p>また迅速かつ適切に応えられるよう必要な知識の習得と説明技術の向上に努め、関係部署・機関との連携強化により相談業務の支援の充実を図ります。</p>	生活課

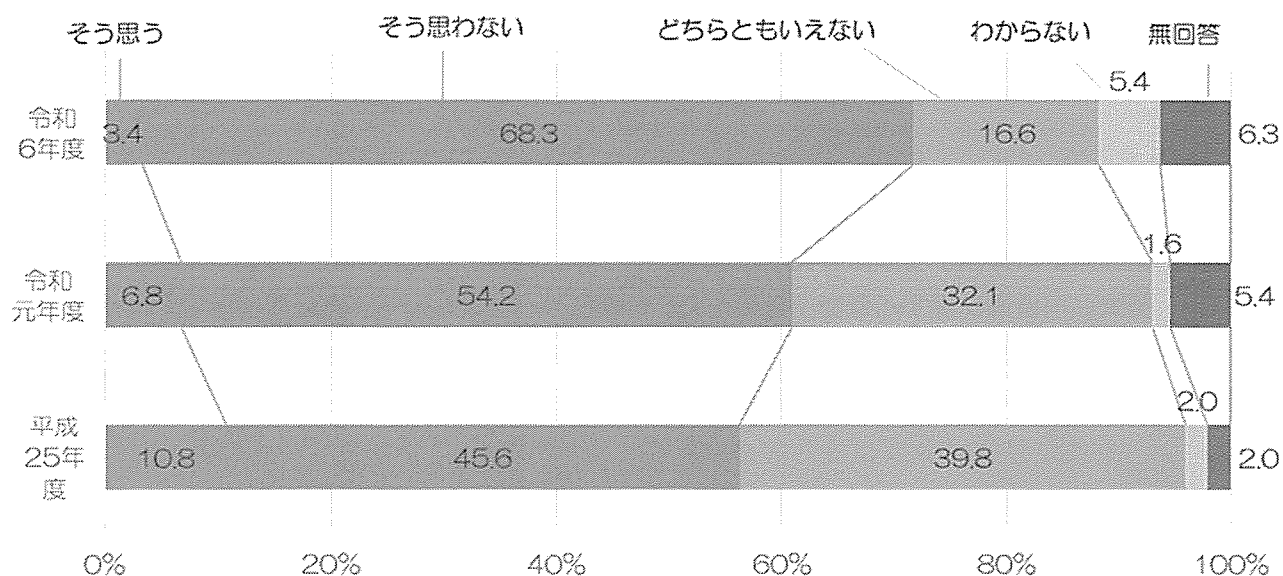


茂原市マスコットキャラクター
モバリん

主要課題2 男女共同参画の意識づくり

「令和6年度市民意識調査」の結果によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思うかという質問に対して、「そう思う」と回答した人の割合は、令和元年度及び平成25年度と比べて減少し、「そう思わない」と回答した人の割合は増加しました。このことから、男女共同参画に関する意識が徐々に市民に浸透してきているといえます。

「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。



資料：茂原市「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」
(平成25年度、令和元年度、令和6年度)

【施策の方向】

(1) 男女共同参画の意識啓発の推進

男女共同参画社会づくりをテーマにした講演会の開催をはじめ、市公式ウェブサイトの活用、チラシの発行等により、男女共同参画社会の意識づくりへの学習機会を確保し、啓発に努めます。

事業番号	具体的取組		担当課
5	男女共同参画に関する市民向け講演会や講座等の開催 男女共同参画に関する講演会や講座等を開催するとともに、県や関係各課との連携を図り、市民に対する意識啓発を行います。 講演会や講座の開催にあたっては、開催日時やテーマなどに配慮し、幅広い年代の、より多くの方に参加してもらえよう努めます。		企画政策課
	指標	講演会・講座等の開催回数 年2回以上（3回）	
		参加者数 年150人以上（77人）	
6	男女共同参画に関する意識啓発 男女共同参画に関する意識啓発のため、情報紙やパンフレット、男女共同参画の視点からの表現ガイドラインをあらゆる機会に配布するとともに、広報もばら・市公式ウェブサイト等を活用して情報発信に努めます。		企画政策課
	指標	意識啓発パンフレット等の配布 年2回6,000部以上（5回6,000部）	
7	男女共同参画に関する市職員研修の実施 階層別職員研修のテーマに取り入れて男女共同参画の意識の啓発と理解の充実を図ります。		職員課
	指標	市職員対象の男女共同参画に関する研修の実施 年1回以上（1回）	

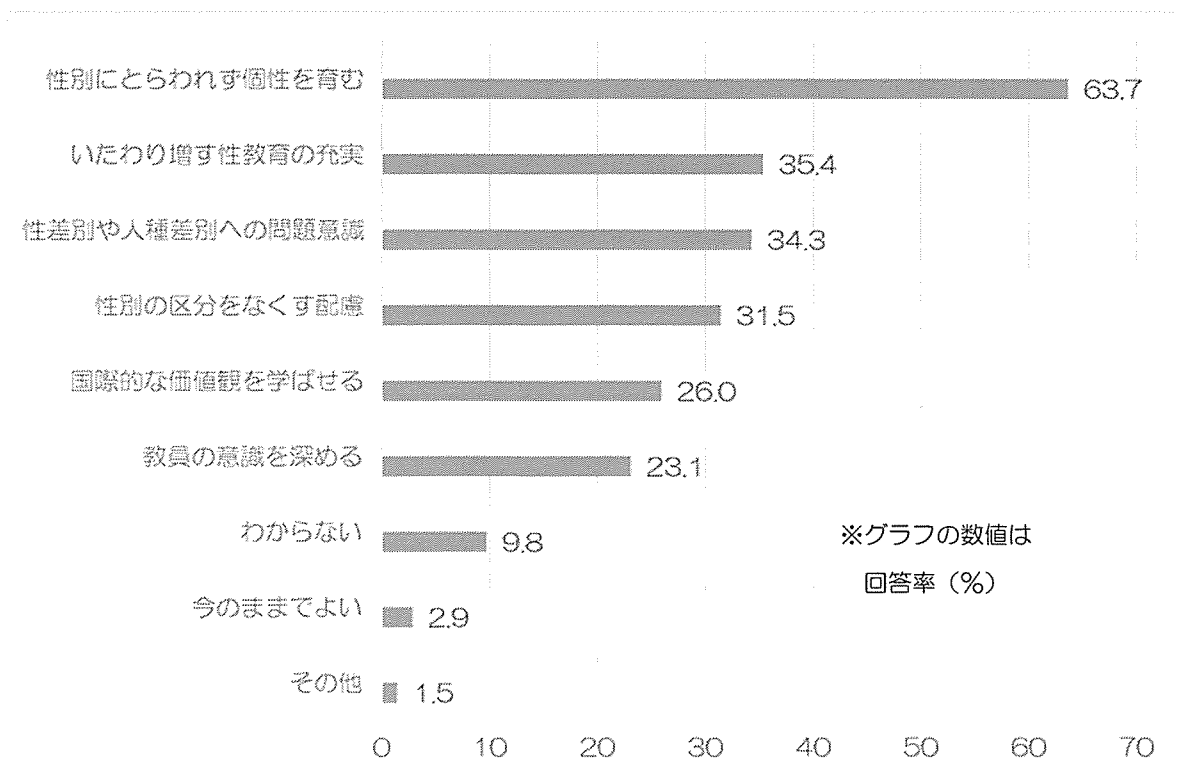
※指標における（ ）内は令和6年度実績値

主要課題3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

男女共同参画の意識づくりは、幼児期からの教育・しつけと深い関わりがあります。家庭でのしつけから学校教育・生涯学習の場に至るまで、女性も男性も個性を持つ自立した人間として、その個性と能力を育むことが必要です。

「令和6年度市民意識調査」の結果によると、学校教育において必要なこととして「性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性を育むような授業をする」と回答した人が最も多く、次いで「相手へのいたわりや理解が増すような性教育を充実させる」、「性差別や人種差別などに問題意識をもたせる」が多くなっています。

学校教育の中で男女共同参画の意識を深めるためには、何が必要だと思いますか。



資料：茂原市「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」（令和6年度）

【施策の方向】

(1) 保育所・幼稚園・小中学校における男女共同参画に関する教育の推進

保育所、幼稚園及び学校において、男女共同参画の視点に立ち、それぞれの発達段階にふさわしい人権尊重、男女共同参画に関する教育を推進します。

事業 番号	具体的取組	担当課
8	<p>乳幼児・児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重・男女共同参画に関する保育・教育の推進</p> <p>(保育所・幼稚園)</p> <p>乳幼児の保育や幼児教育において、男女共同参画の視点に配慮し、個性・能力を尊重した男女共同参画の意識を高めます。</p> <p>(小中学校)</p> <p>学校教育全体を通じて、自立の意識を育む教育、一人ひとりの個性や能力を尊重し、児童生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進します。</p> <p>また、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力についての指導の充実を図ります。中学校においては、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、主体的に進路を選択できるような進路指導に努めます。</p>	保育課 学校教育課

基本目標Ⅱ あらゆる暴力の根絶

暴力は身体を傷つけるばかりでなく、個人の尊厳を踏みにじる決して許されない行為です。特に、私たちの身近に起こり得るDVや児童虐待、高齢者虐待等は、被害者の多くが誰にも相談できず、また家庭内で起こるため、発見の遅れにより被害が深刻化するといったことも課題となっています。

主要課題1 暴力の防止と被害者支援の充実

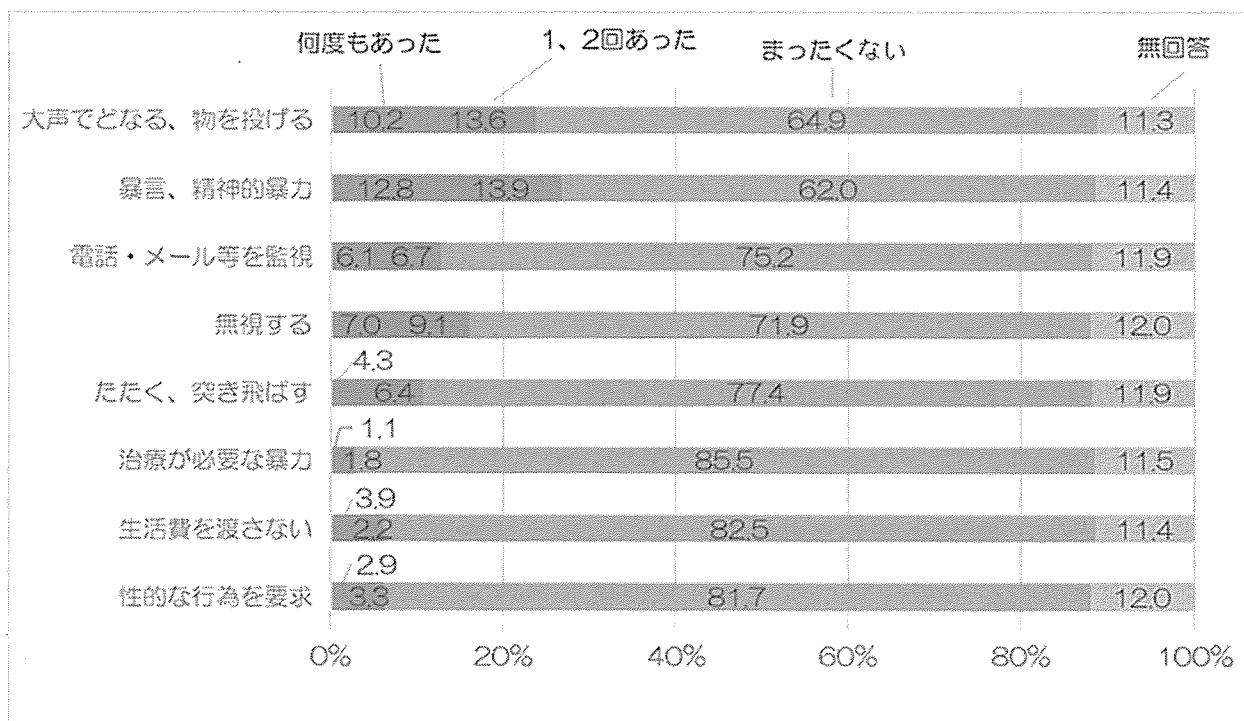
すべての人が安全で安心して暮らせるよう、あらゆる暴力の発生を防止し、根絶するための啓発運動の推進に積極的に取り組む必要があります。

「令和6年度市民意識調査」の結果によると、親密な関係にあるパートナーから受けたことがあるものとして、「大声でどなられる、物を投げられる」、「暴言を吐かれる、馬鹿にされるなど、精神的暴力を受ける」といったことが多く挙げられました。

また、暴力を受けたことを誰（どこ）にも相談しなかった理由として、「相談するほどのことではないと思った」、「相談しても無駄だと思った」という回答が多く、被害を受けてもさまざまな理由から誰にも相談できずにいる現状がみられます。

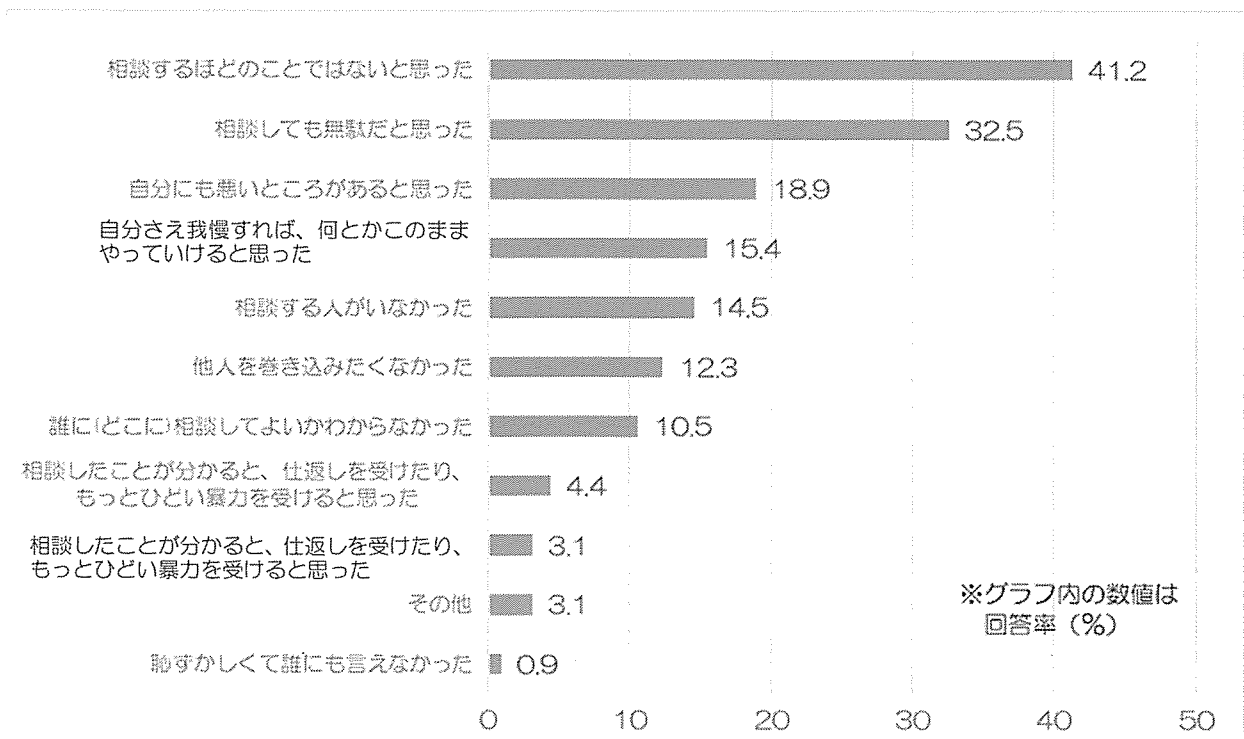
早期発見に向けた関係機関との情報交換や連携体制の強化、相談窓口の周知徹底に努め、被害者が安心して相談できる体制、支援の充実を図ります。

今までに、夫・妻・恋人などの親密な関係にあるパートナーから次のようなことを受けたことがありますか。



資料：茂原市「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」（令和6年度）

誰（どこ）にも相談しなかったのは、なぜですか。



資料：茂原市「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」（令和6年度）

【施策の方向】

(1) DV、虐待防止啓発の推進

DVを根絶するための意識啓発やDVに対する相談の充実等に努めます。

事業番号	具体的取組		担当課	
9	DV防止に関する相談窓口等の周知と意識啓発 国・県等の関係機関や市内の関係各課と連携し、被害者の保護や情報収集に努めます。相談員を配置し、相談窓口の充実を図るとともに、広報もばら・市公式ウェブサイト・啓発物資の配布等により周知を行います。 また、DVが人権侵害であるという観点から、配偶者等からの暴力を許さない社会づくりに向け意識啓発を行います。併せて、若年層に対しては、デートDV ¹⁶ に関する正しい理解を促進するための啓発に努めます。		子育て支援課	
	指標	相談窓口の周知・啓発回数		年12回(12回)
		DVカード配布枚数		年500枚
10	障害者(児)の虐待防止 あらゆる暴力の根絶を目指し、障害の有無や性別にとらわれず、人としての尊厳を保ち、安心して暮らせるよう、虐待に対する相談支援を行います。 また、障害者虐待の相談窓口及び通報義務について市公式ウェブサイト等を利用し、周知します。		障害福祉課	
11	高齢者の虐待防止 市内の協力事業者が通常業務の中で、高齢者の見守りを行う高齢者見守りネットワーク事業を実施し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることができるための取組を進めていきます。 また、高齢者虐待の防止についてのパンフレットを用いた周知・啓発を図るとともに、高齢者虐待の早期発見・予防するため、協力機関を増やしネットワークの充実に努めます。		高齢者支援課	
	指標	高齢者見守りネットワーク協力事業所		年1事業所以上(5事業所)

※指標における()内は令和6年度数値

¹⁶ デートDV 恋人同士の間で起きる暴力のこと。身体に対する暴力だけではなく、交友関係や行動の監視、自分の思いどおりに支配したり束縛したりすることも含まれる。

【施策の方向】

(2) 被害者に対する支援、相談体制の充実

DV被害者に対する支援のため、関係機関との連携を強化し、適切な情報の共有を図るとともに、相談員の相談対応技術の向上に努めます。

事業番号	具体的取組		担当課
12	DV対策について関係機関との連携の強化 地域配偶者暴力相談支援センター（長生健康福祉センター）、女性サポートセンター、警察、中核地域生活支援センターなどの関係機関との連携を強化し、シェルター ¹⁷ への避難など緊急的対応の充実を図ります。 また、外国人や高齢者、障害者等のDV被害者の対応について、庁内連携体制の強化を図るとともに、情報の共有や漏洩防止に努めます。		子育て支援課
	指標	DV等に関する庁内連携会議開催 年1回以上（1回）	
13	相談員のDV等に関する相談技術の向上 【新規】 被害者からの申出に対し迅速かつ適切に対応するため、国・県・関係機関等が開催する研修事業に積極的に参加し、相談員の資質や相談技術の向上を図ります。		子育て支援課
	指標	DV等に関する研修参加 年1回以上	

※指標における（ ）内は令和6年度数値

¹⁷ シェルター DV被害者が加害者から避難するための一時的な保護施設のこと。

基本目標Ⅲ ささまざまな分野における男女共同参画

男女共同参画社会の形成には、社会のあらゆる分野において男女が対等な構成員として活動に参画し、一人ひとりが個性や能力を発揮できる環境づくりが必要です。

しかし、女性においては、政策・方針決定の場への参画が不十分であること、男性においては、生活に占める仕事の比重が大きく、生活との調和を難しくしていることなど、いまだ課題が残っています。

誰もが自らの希望する生き方を選択できる社会を実現するために、固定的な性別役割分担意識を変え、男女が対等に意見を反映できるような環境づくりに取り組むとともに、働き方を見直し、家庭や地域活動への積極的な参加を促進するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進が必要です。

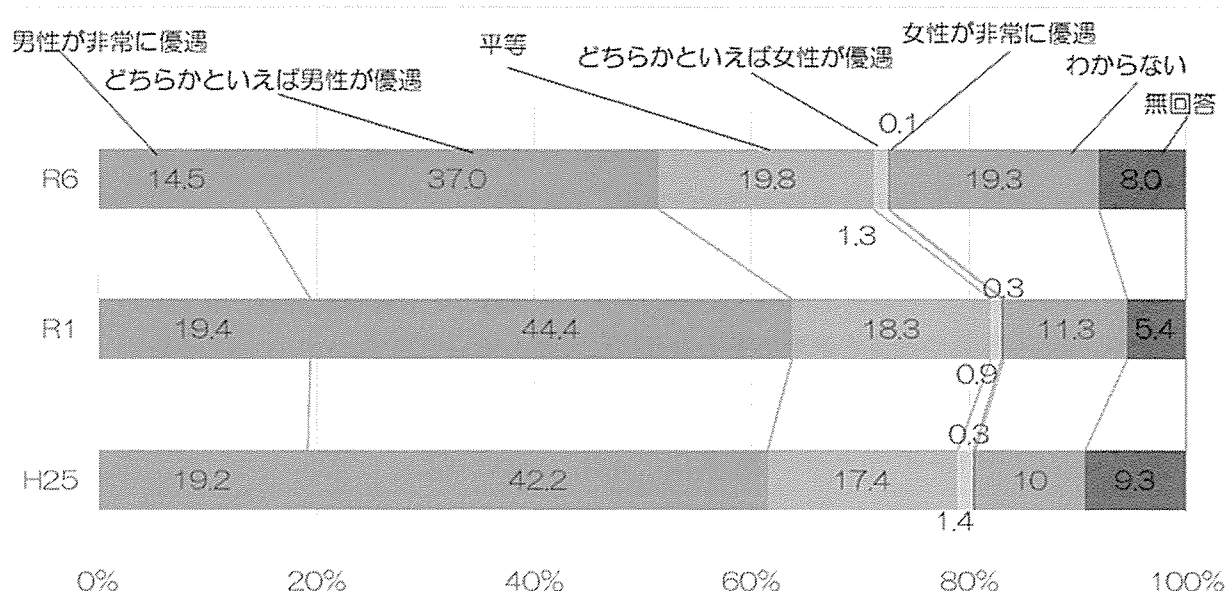
主要課題 1 政策・方針決定過程における男女共同参画

男女共同参画社会の実現のためには、社会のあらゆる分野で男女が「参加」するだけでなく、対等な構成員として意思形成の段階から「参画」する必要があります。

しかし、「令和 6 年度市民意識調査」の結果によると、他の分野に比べ、行政における政策決定の場への女性の参画はいまだに十分ではないことが分かります。

誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるためには、方針や意思決定過程において女性の意思があらゆる分野に反映されることが重要であり、男女のさまざまな視点や価値観などを施策に反映し、市政における男女共同参画を推進することが重要です。

政治や政策決定の場で男女の地位が平等になっていると思いますか。



資料：茂原市「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」
(平成 25 年度、令和元年度、令和 6 年度)

【施策の方向】

(1) 市政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

市の審議会等委員への女性の積極的な登用を推進するとともに、市職員についても女性の登用に努めます。

事業番号	具体的取組		担当課
14	男女共同参画によるまちづくりの推進と審議会等委員への女性参画の拡大(★) 市民協働によるまちづくり推進を担う各団体において、意思決定過程における男女共同参画を促進するとともに、審議会等委員の選定にあたっては公募枠の拡大、代表者に限定しない適任者の推薦などを依頼し、女性の登用を促進します。特に、女性委員のいない団体や審議会等をなくすことを目指し、女性の参画拡大を図ります。		企画政策課
	指標	審議会等における女性委員の登用率 30%以上 (24.8%)	
15	市女性職員の登用の推進(★) 男女を問わず採用・登用し、性別にとらわれない人事配置を行います。また、女性職員がその能力特性を十分発揮し、政策・方針決定過程への参画を通して管理職へ積極的に登用されるよう、人材育成の方策について検討します。		職員課
	指標	管理職に占める女性の割合 30%以上 (15.3%)	
16	市女性職員の活躍推進のための研修への参加機会の確保・拡大(★) 女性職員の人材育成の観点から、関係機関での研修を活用するなど、市女性職員の活躍推進のための研修等への参加機会の確保・拡充を図ります。		職員課
	指標	市女性職員の活躍推進のための研修への参加人数 年5人以上 (5人)	
17	広聴活動における女性の意見聴取機会の確保【新規】 「市長と話し合う会」や「市民ふれあいミーティング」、「公共施設見学会」などの広聴事業に、老若男女問わず、様々な世代が参加できるように努め、市民から幅広く意見や提言を聴取できるように取り組んでいきます。		秘書広報課

(★)は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

※指標におけるカッコ内は令和6年度数値

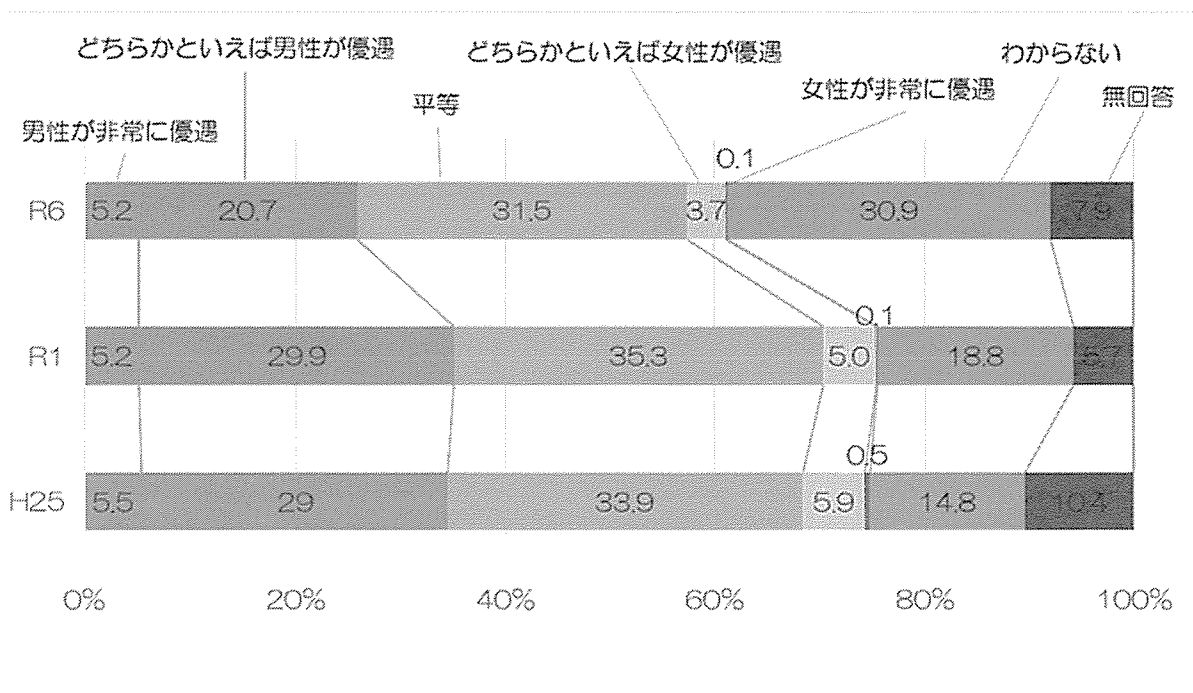
主要課題2 地域社会における男女共同参画

豊かで活力のある地域社会の形成のためには、地域活動を男女が共に担い、責任と喜びを分かち合うとともに、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるようにすることが重要です。

「令和6年度市民意識調査」の結果によると、地域活動の場でも、男性が優遇されていると回答する割合が減り、男女平等の意識が増加してきていますが、いまだ十分とは言えません。

男女が共同でまちづくりに参画し、意見が反映されるよう、地域社会においても環境整備を充実させることが求められています。

地域活動の場で男女の地位が平等になっていると思いますか。



資料：茂原市「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」
(平成25年度、令和元年度、令和6年度)

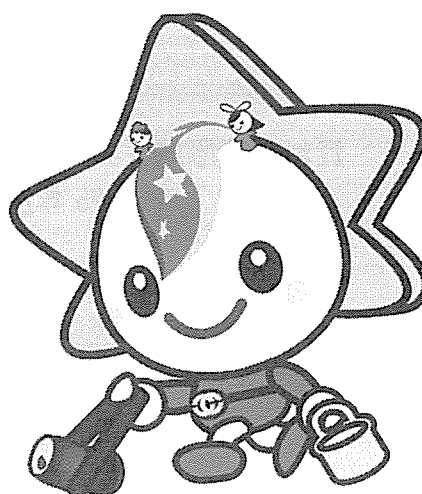
【施策の方向】

(1) 地域における男女共同参画の促進

地域活動や各種ボランティア活動への男女共同参画を促進するため、情報の収集・提供及び意識啓発に努めます。

事業番号	具体的取組		担当課
18	<p>市民活動における男女共同参画の促進</p> <p>男女が共に市民活動に参画することの意義について理解を深めることができるよう、自治会長連合会や社会福祉協議会、市民活動団体等の関係団体と連携し、あらゆる機会を通じて意識啓発を図ります。</p> <p>また、市内のボランティア・NPO 活動に関する広報・普及活動を行い、市民活動に対する理解の向上、参加促進等を図るとともに、地域の活力向上に資するよう、市民活動に関する情報の共有に努めます。</p>		生活課
指標	認定市民活動団体のうち、「男女共同参画」分野に取り組む団体数	年5団体以上（7団体）	

※指標におけるカッコ内は令和6年度数値



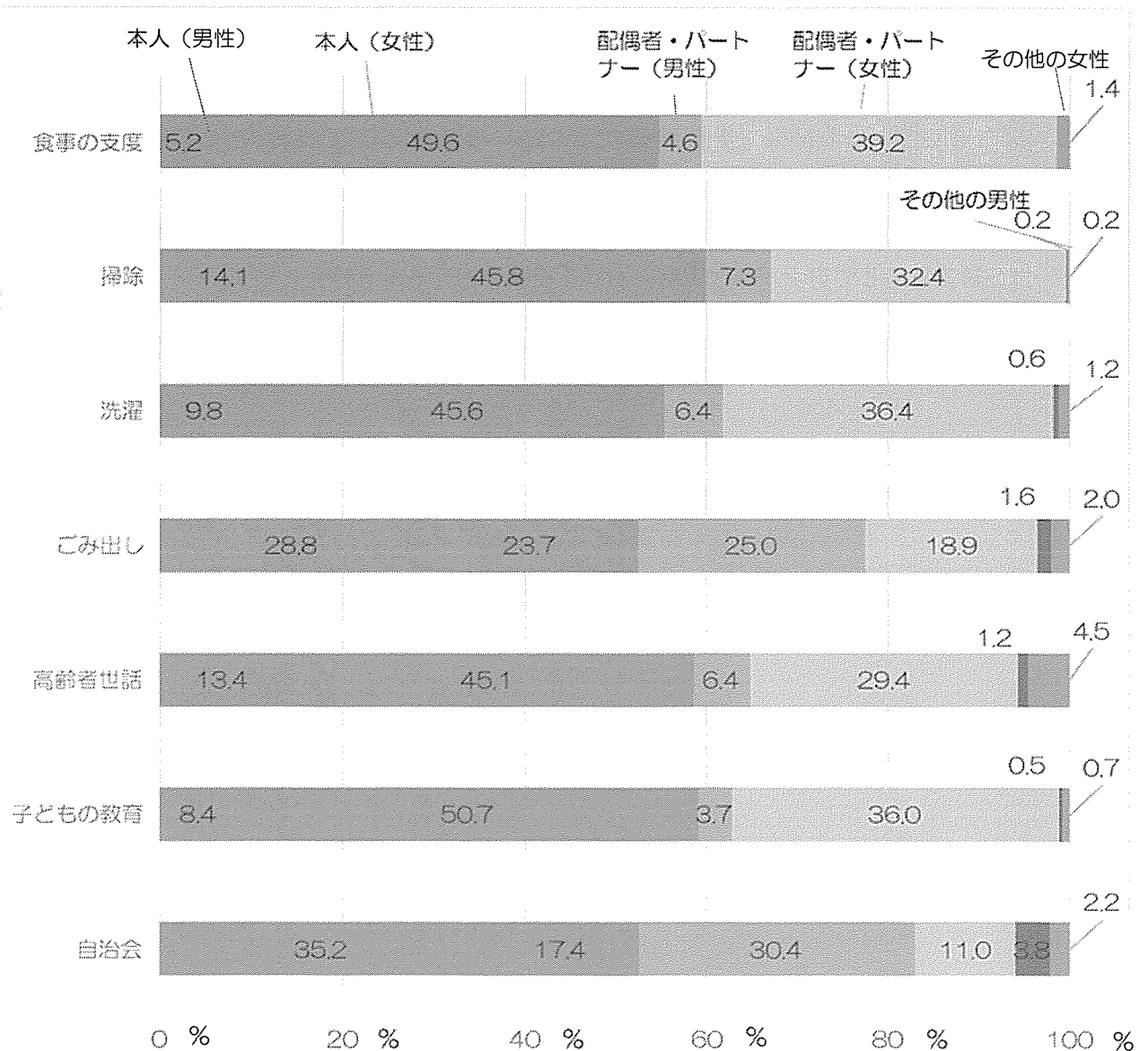
茂原市マスコットキャラクター
モバリん

主要課題3 家庭における男女共同参画

「男女共同参画社会基本法」において、男女の家庭生活における活動と他の活動の両立について規定されており、子の養育や家族の介護などは、家族を構成する男女が互いに協力して担うことが求められています。しかし現状として、家事・育児・介護などの多くの部分を女性が担っているのが実態です。

「令和6年度市民意識調査」の結果によると、配偶者・パートナーと同居している方に、「あなたの家庭では、次に挙げる仕事等は主にどなたが担当していますか」と尋ねたところ、依然として多くの家庭内の仕事等が女性に偏って担われていることが明らかになりました。

あなたの家庭では、次に挙げる仕事等は主にどなたが担当していますか。



資料：茂原市「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」（令和6年度）

【施策の方向】

(1) 家庭生活における男女共同参画の促進

男女共同参画に関する学習機会の提供や広報・啓発などを通して、家事・育児・介護など家庭生活における男女共同参画を促進します。

事業番号	具体的取組		担当課	
19	父親の子育てに関する学習機会の提供（★） 家庭教育学級などにおいて、父親の子育ての意識を高める内容を取り入れるなど、父親の積極的な子育ての参加を促進するための学習機会を提供し、子育てを共にする意識の啓発を図ります。 また、父親が参加しやすいよう、講座・講習会・研修視察等を土日にも開催し、男女共同参画の高揚を図ります。		生涯学習課	
	指標	家庭教育学級の開催回数		年 56 回以上（56 回）
		家庭教育学級の父親参加者		年 300 人以上（246 人）
20	乳幼児相談・健診事業の充実（★） 乳幼児期の親子が健全に成長発達でき、楽しく育児ができるよう、健康相談、健康診査を通じて男女が共に家庭における役割を担えるよう啓発します。		子育て支援課	
	指標	6 か月乳児相談受診率		95%（92.7%）
		1 歳 6 か月児健康診査受診率		98%（96.8%）
		3 歳児健康診査受診率		97%（98.2%）

（★）は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

※指標におけるカッコ内は令和 6 年度の数値

【施策の方向】

(2) 子育て支援の充実

子育てに対する不安や負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりに努めます。

事業番号	具体的取組		担当課
21	子育て支援に関する情報提供（★） 夫婦が協力して子育てできるように子育てガイドブックの配布、ブックスタート ¹⁸ の案内、市公式ウェブサイトの活用による子育て支援に関する情報提供に努めます。 また、育児や養育に関する不安や、仕事と子育ての両立における問題を解消できるよう、赤ちゃん訪問や家庭児童相談員による家庭訪問等で対応していきます。		子育て支援課
	指標	「もばらで子育てガイドブック」の配布数 年 2,500 部（2,900 部）	
22	子育てに関する相談業務の充実（★） 夫婦で子育ての不安や孤立感を解消できるよう、広報もばらや市公式ウェブサイトを活用して相談事業の周知を図るとともに、子育て支援課（こども家庭センター）及び保育所・幼稚園・保健センターなどの身近な施設において、育児・子育てに関する相談に対応します。 児童虐待などの専門的な内容や困難事例については、要保護児童対策地域協議会 ¹⁹ を構成する関係機関と連携を図りながら対応します。		子育て支援課
	指標	個別支援会議 年 50 回以上（56 回）	
23	移動式赤ちゃん休憩室の貸出し（★） 子育て世代が屋外におけるイベント等へ赤ちゃん連れで安心して外出することができるよう、イベント主催者等に対して、移動式赤ちゃん休憩室を無償で貸し出しします。		生活課
	指標	移動式赤ちゃん休憩室の貸出回数 年 3 回以上（2 回）	

（★）は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

※指標におけるカッコ内は令和 6 年度数値

¹⁸ ブックスタート 赤ちゃんと保護者が絵本を介してふれあいを深めることを目的に、読み聞かせを行いながら絵本を手渡す事業。本市では、6か月乳児相談時に実施される。

¹⁹ 要保護児童対策地域協議会 平成 16 年（2004 年）の児童福祉法の改正により設置された、虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化を固めるため、関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行う協議会。

事業番号	具体的取組		担当課
24	多様な働き方を支援するための保育サービスの拡充（★） 子育てと仕事が両立できるように延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育 ²⁰ 事業、ファミリーサポートセンター ²¹ 事業の充実に努めます。		保育課
	指標	延長保育の実施時間を延長する保育施設 現計画中に2か所（1か所）	
	指標	一時預かりを実施する保育施設 現計画中に4か所（4か所）	
25	放課後等の子どもの居場所づくり（★） 学童クラブでは、小学校に就学している児童であって、保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後等に公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。 また、国の「放課後子どもプラン」において学校施設の徹底的な利活用が定められていることから、教育部門と連携し、小学校の余裕教室等を利用した保育環境の向上を図ります。		保育課
	指標	学童保育の開設場所 現計画中に16か所（15か所）	
	指標	学童保育の児童数 年665人（625人）	
26	公立幼稚園における子育て支援と地域開放の充実（★） 【新規】 少子化への対応を図るため、幼稚園機能を活かした子育て支援事業を実施するとともに、子育てと仕事の両立を支援するため、保護者の立場に立った子育て支援を行います。 また、新茂原幼稚園で「子育てふれあい広場」を実施し、保護者の交流の場の提供、園庭開放、相談事業、預かり保育を実施します。		学校教育課
	指標	子育てふれあい広場の参加人数 年250人以上	

（★）は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

※指標におけるカッコ内は令和6年度数値

²⁰ 病児・病後児保育 病気の回復期または回復に至らない場合で、自宅での静養を必要とする子どもを、保護者が仕事や傷病・事故・出産・冠婚葬祭などの理由で保育する事が困難な場合、医療機関に併設した専用保育施設で預かること。

²¹ ファミリーサポートセンター 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

【施策の方向】

(3) 介護支援の充実

介護を必要とする人とその家族が地域で安定した生活ができるよう、さまざまな支援、相談に努めます。

事業番号	具体的取組	担当課					
27	<p>高齢者の総合相談窓口の充実（★）</p> <p>高齢者にとって、身近な相談窓口となる地域包括支援センターを日常生活圏域ごと（ほんのう、ちゅうおう、もばら、みなみ）に設置し、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が中心となり、地域で暮らす高齢者を介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面から総合的に支えます。各地域住民へ、地域包括支援センターを広く周知し、相談窓口の充実に努めます。</p>	高齢者支援課					
28	<p>認知症高齢者と家族等への支援の充実（★）</p> <p>認知症の方とその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する「認知症サポーター²²」の養成を図ると同時に、サポーターとしての支援活動に賛同した方を「ほっとみまもり隊²³」に登録し、「ほっとみまもり運動」を実施していきます。</p> <p>また、サポーター養成講座の講師になれる認知症キャラバン・メイトを増やし、地域での活動を広げます。</p>	高齢者支援課					
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">指標</td> <td>認知症サポーター養成講座回数</td> <td>年 15 回（15 回）</td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>年 300 人（359 人）</td> </tr> </table>	指標	認知症サポーター養成講座回数	年 15 回（15 回）	受講者数	年 300 人（359 人）	
指標	認知症サポーター養成講座回数		年 15 回（15 回）				
	受講者数	年 300 人（359 人）					

（★）は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

※指標におけるカッコ内は令和6年度数値

²² 認知症サポーター 認知症サポーター養成講座の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを本人の可能な範囲で行うボランティアのこと。受講者には認知症を支援する目印として認知症サポーターカードが授与される。

²³ ほっとみまもり隊 認知症サポーター養成講座を受講し、市に登録した方のことで、日頃の生活の中で手助けが必要な高齢者を見かけた時の声かけなど、認知症の方とその家族を地域全体で見守る。

主要課題4 労働における男女共同参画

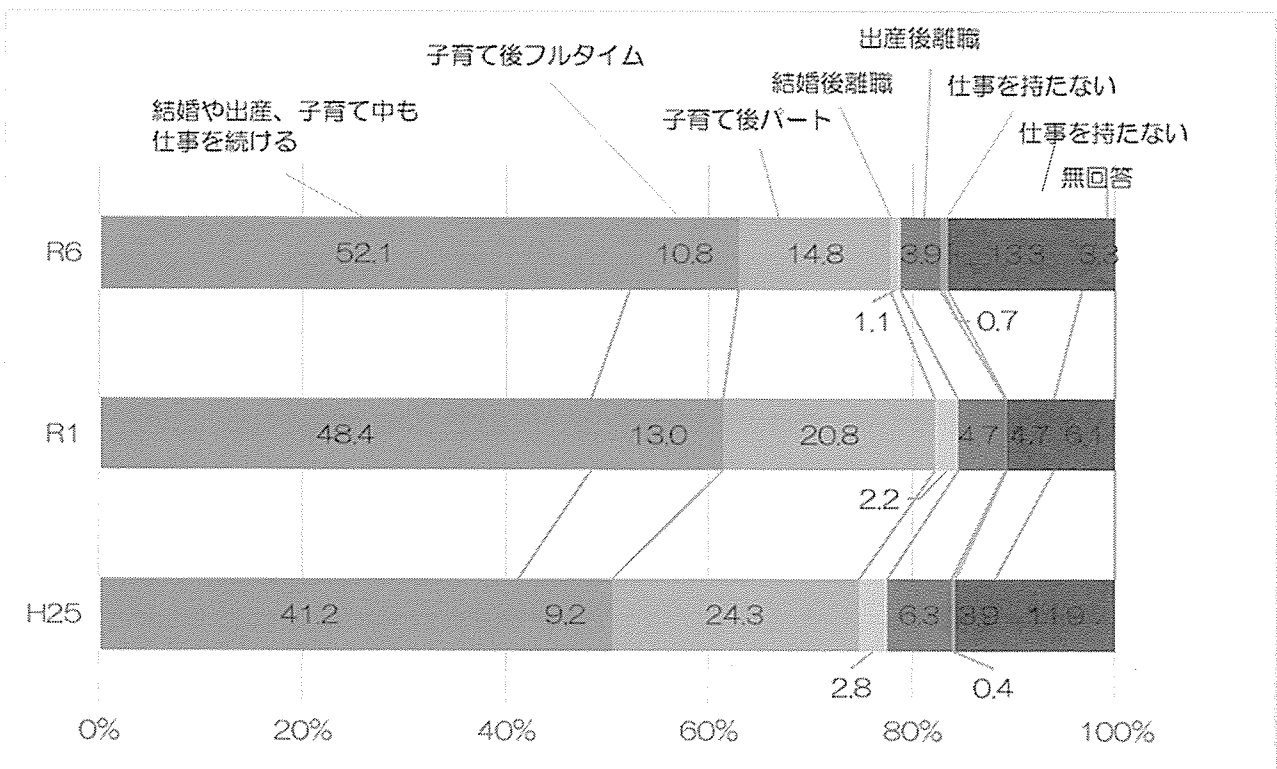
「男女雇用機会均等法」や「女性活躍推進法」などの整備により、法制面では労働条件が保障されるようになりましたが、採用・待遇・昇進などにおいて男女の格差が見られるのが実情です。就業の場において男女が均等な機会を与えられ、意欲と能力に応じて均等な待遇を受けられることが重要です。

「令和6年度市民意識調査」の結果によると、女性の望ましい働き方について「結婚や出産、子育て中も、育児休業制度等を利用して仕事を続ける」と回答した人が半数を超え、女性の働き方に関する考え方に変化が見られます。

「共働き・共育て」の時代にふさわしく、夫婦が共に働きながら家事や育児を分担し、さらに育児・介護休業制度等を活用することで、女性が継続して働ける職場の環境の整備が求められます。

また、農業や商工業などの自営業においても、女性は重要な担い手となっています。これらの分野における男女共同参画社会づくりを促進するためには、男女が役割や貢献に見合った評価を受け、対等な構成員として参画することができる環境づくりが必要となります。

女性の働き方について、望ましいと思うのは次のどれですか。



資料：茂原市「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」
(平成25年度、令和元年度、令和6年度)

【施策の方向】

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事や家庭・地域活動などにおいて、それぞれが多様な生き方が選択・実現できるようワーク・ライフ・バランスの推進に取り組めます。

事業番号	具体的取組	担当課	
29	<p>市民へのワーク・ライフ・バランスの推進（★）</p> <p>関係機関と連携しワーク・ライフ・バランスについて、広報もばら・市公式ウェブサイトなどを活用し、市民への意識啓発を図るとともに、市民一人ひとりが人生の各段階に応じて多様な働き方の選択ができるよう情報提供を行います。</p>	企画政策課	
30	<p>事業所へのワーク・ライフ・バランスの推進（★）</p> <p>関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発に努めるとともに、広報もばら・市公式ウェブサイトなどを活用し「県男女共同参画推進事業所表彰制度」の周知を行い、企業等の積極的な取組を促進します。</p> <p>また、各事業所において長時間労働の是正や育児・介護休業取得率向上等の両立支援の取組が促進するよう啓発を実施します。</p>	商工観光課	
31	<p>市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進（★）</p> <p>市職員自らワーク・ライフ・バランスを実践できるよう、意識啓発を行います。</p> <p>また、特定事業主行動計画に基づき、各種休暇・休業制度及び育児・介護休業制度が男女共に偏りなく活用できるよう働き方改革の目標と併せて職業生活と家庭生活との両立を支援します。</p>	職員課	
	<table border="1"> <tr> <td>指標</td> <td>特定事業主行動計画の実施状況の公表</td> <td>年1回（1回）</td> </tr> </table>		指標
指標	特定事業主行動計画の実施状況の公表	年1回（1回）	
再掲5	男女共同参画に関する市民向け講演会や講座などの開催	企画政策課	

（★）は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

※指標におけるカッコ内は令和6年度数値

【施策の方向】

(2) 雇用機会の均等と職場環境の整備・改善

雇用の場における労働関係法令の周知や啓発などを推進するとともに、女性の再就職支援や職業能力開発の促進に努めます。

事業番号	具体的取組	担当課			
32	<p>男女雇用機会均等や育児・介護休業に係る法制度の周知とポジティブ・アクション²⁴（積極的改善措置）の促進（★）</p> <p>男女共に仕事と育児・介護が両立できる職場環境を整備するため、男女雇用機会均等や育児・介護休業に係る法制度の周知を図ります。</p> <p>また、商工会議所等の関係機関と連携し、企業・団体におけるポジティブ・アクション（積極的改善措置）の実行等を通じ、積極的に女性を指導的地位へ登用するよう促します。</p>	商工観光課			
33	<p>就労を希望する女性の再チャレンジ支援（★）</p> <p>県及び関係機関と連携し、女性の職業能力の向上のための講座や再就職を支援するための情報提供を実施します。</p> <p>また、広報もばら・市公式ウェブサイトを利用し、就業相談窓口の情報を提供するとともに、女性の就職・再就職等のための相談事業の支援を実施します。</p>	商工観光課			
	<table border="1"> <tr> <td>指標</td> <td>セミナー等の開催</td> <td>年1回（1回）</td> </tr> </table>	指標	セミナー等の開催	年1回（1回）	
指標	セミナー等の開催	年1回（1回）			
34	<p>女性デジタル人材育成等の推進（★） 【新規】</p> <p>育児や介護等でフルタイムの仕事ができない女性や、デジタル分野が未経験であるがスキルアップしたい女性を中心に、デジタル人材育成に関する情報発信をすることで、テレワーク制度等に基づく就業獲得や所得向上に向けて、性別に関わらずデジタルスキルを身につけた人材の育成と活躍を推進します。</p>	企画政策課			
	<table border="1"> <tr> <td>指標</td> <td>国・県・民間企業が提供する学習コンテンツの情報発信</td> <td>年1回以上</td> </tr> </table>	指標	国・県・民間企業が提供する学習コンテンツの情報発信	年1回以上	
指標	国・県・民間企業が提供する学習コンテンツの情報発信	年1回以上			

（★）は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

※指標におけるカッコ内は令和6年度数値

²⁴ ポジティブ・アクション（積極的改善措置） 様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの（例：国の審議会等委員への女性の登用のための目標を設定、女性国家公務員の採用・登用の促進等）。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれる。

【施策の方向】

(3) 女性の職業生活における活躍の推進

あらゆる分野における女性の参画拡大に向け、ポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用を推進するとともに、指導的地位につき活躍する人材の育成を図ります。

事業番号	具体的取組	担当課
再掲 14	男女共同参画によるまちづくりの推進と審議会等委員への女性参画の拡大 (★)	企画政策課
再掲 15	市女性職員の登用の推進 (★)	職員課
再掲 16	市女性職員の活躍推進のための研修への参加機会の確保・拡大 (★)	職員課
再掲 29	市民へのワーク・ライフ・バランスの推進 (★)	企画政策課
再掲 30	事業所へのワーク・ライフ・バランスの推進 (★)	商工観光課
再掲 31	市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進 (★)	職員課
再掲 32	男女雇用機会均等や育児・介護休業に係る法制度の周知とポジティブ・アクション（積極的改善措置）の促進 (★)	商工観光課
再掲 33	就労を希望する女性の再チャレンジ支援 (★)	商工観光課
再掲 34	女性デジタル人材育成等の推進 (★)	企画政策課

(★)は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

【施策の方向】

(4) 農業・自営業等における男女共同参画の促進

家族で農業経営に従事する世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営の実現を目指し、家族間の十分な話し合いに基づく、男女の対等なパートナーシップの確立に努めます。

事業番号	具体的取組		担当課
35	<p>農業における家族経営協定²⁵締結の促進（★）</p> <p>農業経営について、特に夫婦の場合、女性の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件が曖昧になりやすいことから、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境などについて家族間合意の上、「家族経営協定」の締結を促進し、それぞれが主体的に経営に参画できる環境の整備及び農業経営の改善につなげていきます。</p>		農政課
	指標	<p>家族経営協定の新規締結数</p> <p>年1件以上（1件）</p>	

（★）は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

※指標におけるカッコ内は令和6年度数値

²⁵ 家族経営協定 家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

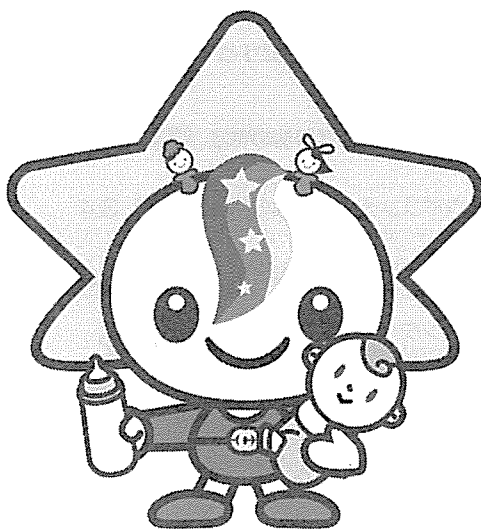
基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる環境づくり

男女共同参画社会の実現のためには、私たち一人ひとりが生涯を通じて心身ともに健康で安心して暮らせる環境づくりが必要です。

「令和6年度市民意識調査」の結果によると、男女共同参画社会の実現のためには、「幼児教育や学校教育での男女平等教育の推進」、「職場における男女格差の是正や女性の労働条件の改善」、「育児・介護休業制度の普及促進」、「高齢者・障害者の介護制度の充実」等のニーズが高まっていることが分かります。

育児・介護等を社会全体の問題としてとらえ、次世代を担う子どもを産み育てる環境の整備や、高齢者・障害者福祉の充実を図ることにより、誰もが安心して暮らせる環境づくりに繋げていく必要があります。

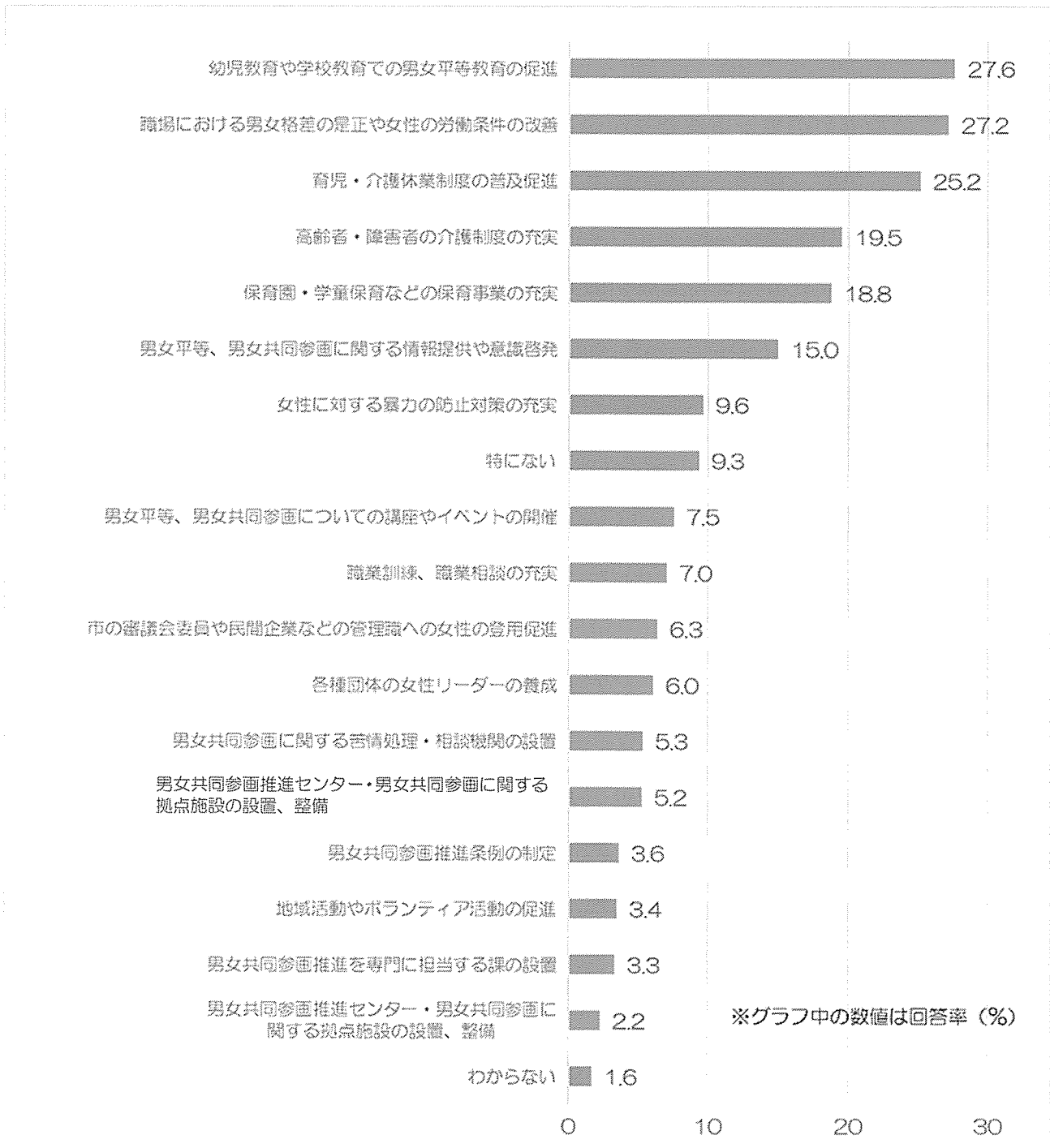
また、これまで女性の参画が少なかった防災や防犯などの分野についても、安全・安心な市民生活を守る上で、男女共同参画の視点から見直し、男女のニーズの違いに対応する必要があります。



茂原市マスコットキャラクター

モバリん

男女共同参画社会を実現するために、茂原市にどのようなことを期待しますか。



資料：茂原市「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」（令和6年度）

主要課題1 安心して活動できる環境の整備

本市総人口の約3分の1が65歳以上となり、合計特殊出生率が人口の維持に必要な人口置換水準を大きく下回り、年間出生者数が減少するという少子高齢社会を迎え、家族や地域社会のあり方が過去に例を見ない速度で急激に変化しています。

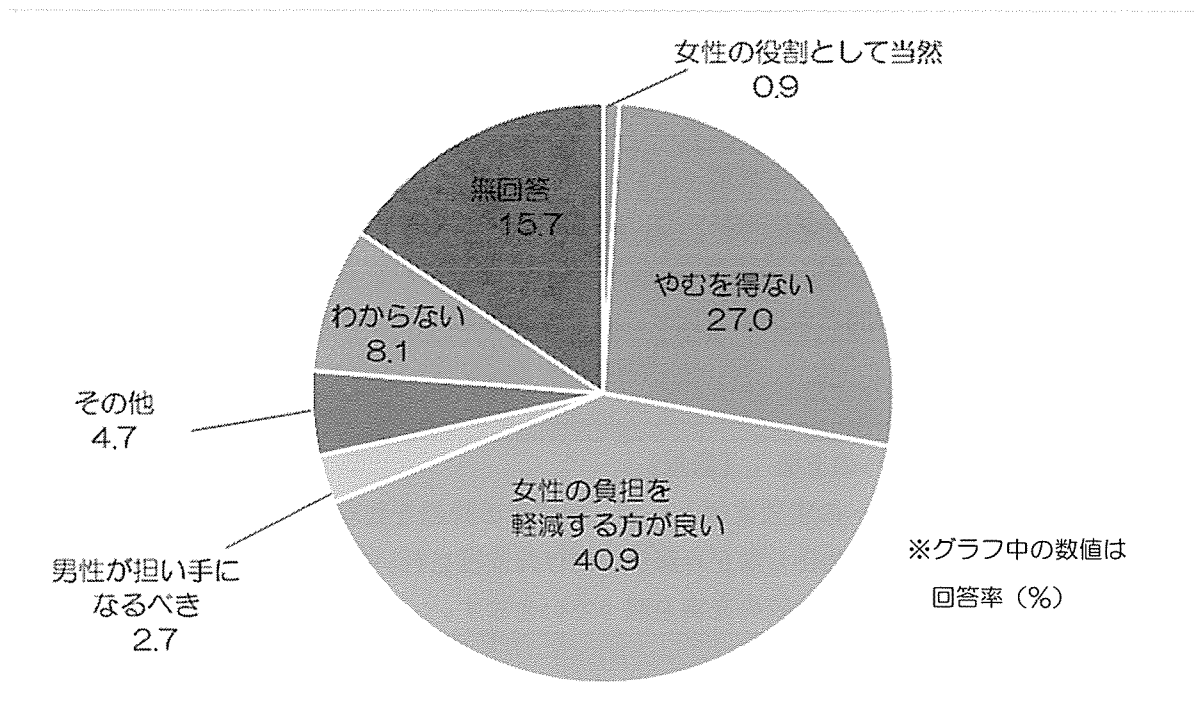
男女が共に安心して活動できるようにするためには、家事や育児、介護などの家庭生活のあり方も見直さなければなりません。

「令和6年度市民意識調査」の結果によると、介護を主に女性が担っていることについて、「女性の負担を軽減する方が良い」と回答した人は40.9%いました。

一方で、「問題があるがやむを得ない」と回答した人も27.0%を占めており、今もなお、介護を女性が担うことへの固定的な性別役割分担意識が残っていることがわかります。これまで主に女性が担ってきた高齢者・障害者の介護について、家族全員で担うだけでなく、社会全体で支える環境の整備が必要です。

さらに、市民生活を脅かす自然災害や犯罪についても、地域ぐるみで対応し、男女共同参画の視点を盛り込んだ防災・防犯対策を推進する必要があります。

介護は、女性が主たる担い手となることが多いですが、どう思いますか。



資料：茂原市「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」（令和6年度）

【施策の方向】

(1) 高齢者や障害者等施策の充実

高齢者や障害者、様々な悩みを持つ方等が、安定した生活の中で生きがいを持って活動できるよう、さまざまな支援、相談に努めます。

事業番号	具体的取組		担当課
36	高齢者の自主活動への支援 高齢者がいきいきと健康的に過ごすためには、フレイル ²⁶ を予防し、社会参加や運動の機会等を持つことが重要です。そのため、生活支援コーディネーターと連携し、地域で自主的に行われている通いの場の把握や情報提供を行います。 また、男女問わず実施できるもばら百歳体操を地区社会福祉協議会へ委託するとともに、もばら百歳体操を新たに実施する団体へ補助金を交付します。		高齢者支援課
	指標	もばら百歳体操補助金交付団体数 年2団体以上（3団体）	
37	障害者（児）の地域生活支援の充実 障害のある人もない人も共に暮らせる地域づくりという考えのもとに、障害者（児）と介護者のための障害福祉サービスや地域生活支援事業を実施することで、性別にとらわれない介護に対する支援の推進を図ります。		障害福祉課
38	障害者（児）の相談事業の充実及び社会復帰の促進 障害福祉サービスの利用に必要な情報の提供、助言を行うとともに、基幹相談支援センター等の関係機関と連携することで、障害種別にとらわれない相談支援体制の充実を図り、障害の有無や性別にとらわれない、社会復帰に向けた支援の促進を図ります。		障害福祉課
39	こころの健康に関する相談・支援の実施 臨床心理士による「こころの健康相談」や、保健師による「健康相談」、各種健（検）診を通じて、様々な悩みを持つ方のこころの不調等に対する相談を充実させるとともに、関係機関との連携を図り、こころの健康づくりの支援に努めます。		健康管理課
	指標	こころの健康相談 年12回40人以上（12回35人）	
40	困難な問題を抱える女性²⁷への支援 【新規】 様々な悩みを抱える女性への相談支援として、相談者の課題を整理し、関係機関及び民間団体との連携を強化しながら解決に向けた支援を行います。 また、相談窓口の周知、相談体制の充実を図っていきます。		子育て支援課
	指標	相談窓口の周知 年1回以上	
再掲 27	高齢者の総合相談窓口の充実（★）		高齢者支援課

（★）は女性活躍推進法に基づく推進計画関係 ※指標におけるカッコ内は令和6年度数値

²⁶ フレイル 健康な状態から要介護状態へと移行する段階で、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のことを指す。適切な治療や予防を行うことで、要介護状態に進まずに済む可能性がある。

²⁷ 困難な問題を抱える女性 女性をめぐる課題は生活困窮・性暴力・性犯罪被害・家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、これらの困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和6年4月1日に施行された。

【施策の方向】

(2) 防災・防犯における男女共同参画の促進

災害や犯罪に市民生活が脅かされることのないよう、地域ぐるみで行われている防災や防犯への取組について支援を行います。

事業番号	具体的取組	担当課
41	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の充実 性別によるニーズの違いや要配慮者に配慮した、避難所運営や地域防災訓練の実施により地域防災力向上を図ります。	防災対策課
42	自主防災組織の育成 住民自らが、地域の特性やニーズに応じた防災活動を行い、地域の安全を守る自主防災組織について、自治会単位での設立を推進し、性別に関わらず参画を促し、活動の活性化を図ります。	防災対策課
	指標 自主防災組織カバー率 78.24% (69.32%)	
43	地域防犯体制の充実 住民自らが「自分たちの住む地域の安全は自分たちで守る」という強い連帯意識で実施している地域防犯活動について支援を行い、男女が共に担うことにより、地域防犯力の向上を図ります。	生活課

※指標におけるカッコ内は令和6年度数値

主要課題2 健やかに安心して暮らせる環境の整備

男女が生涯にわたってさまざまな分野でいきいきと活動するためには、心身の健康が不可欠です。

特に、女性は妊娠や出産といった身体的特性を持っているため、人生の各段階に応じた適切な健康維持ができるよう対策を進めるとともに、次世代を担う子どもを産み育てることについて女性も男性も共に認識を深め、それぞれの健康状態に応じた心と身体の健康づくりに取り組む必要があります。

また、心と身体の健康保持・増進についての考え方も変わってきているため、子どもから高齢者まで、人生の各段階に応じた栄養・運動・医療等についての正しい知識を持ち、「自分の健康は自分で守る」という健康意識の向上やスポーツを通じた健康増進などを図る必要があります。

【施策の方向】

(1)生涯を通じた健康支援

生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、思春期から中高年期、高齢期など、生涯を通じた健康支援を進めます。

事業番号	具体的取組		担当課
44	<p>自らの健康を自ら管理する意識づくりについての啓発</p> <p>疾病の早期発見を目的とした各種健（検）診の受診勧奨と健康相談、健康教育など疾病予防に向けた保健事業を推進するとともに、男女ともに生涯健康で生きがいのある社会づくりに努めます。</p> <p>また、女性特有のがんや女性に多い骨粗しょう症に対する検診受診の啓発を実施します。</p>		健康管理課
	指標	<p>がん検診の受診率</p> <p>肺がん 60% (10.2%) 胃がん 60% (3.2%) 大腸がん 60% (7.0%) 乳がん 60% (18.9%) 子宮頸がん 60% (12.8%) 骨粗しょう症予防検診 3.7% (2.4%)</p>	
45	<p>人生の各段階に応じた健康相談と家庭訪問の実施</p> <p>生涯健康に関して安心して過ごせるよう、妊娠期から子育て期（子育て支援課）、成人から高齢期（健康管理課）の各々の状態に応じた健康相談や家庭訪問を行います。困難事例に対しては、他団体・他機関と連携を図り、支援します。</p>		<p>健康管理課 子育て支援課</p>
46	<p>スポーツを通じての健康増進</p> <p>生涯スポーツ推進の観点に立ち、市民の誰もが気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの普及に努めます。</p> <p>また、スポーツによる楽しさや爽快感、市民相互の連帯感の醸成など、心身両面からの健康づくりができるよう、事業の充実に努めます。開催にあたっては、土日や夜間等、老若男女問わず誰もが参加できる機会の確保に努めます。</p>		スポーツ振興課
	指標	<p>スポーツ・レクリエーション事業等の開催回数</p> <p>年 30 回以上 (31 回)</p> <p>スポーツ・レクリエーション事業等の参加者数</p> <p>年 2,000 人以上 (2,069 人)</p>	

※指標におけるカッコ内は令和 6 年度数値

【施策の方向】

(2) 安心して妊娠・出産できる環境づくり

女性が安心して妊娠・出産し、子育てができるよう、相談体制を充実させるとともに、夫婦が協力して子育てができるよう支援します。

事業番号	具体的取組		担当課	
47	安心して妊娠・出産するための支援（★） こども家庭センターを中心に、安心して妊娠・出産、育児ができるよう、妊産婦さんへの切れ目のない支援のため、保健師や助産師等の専門職が相談に応じ、関係機関と連携して必要なサービスへと繋ぐなど、ワンストップで対応します。		子育て支援課	
	指標	健やか親子21 アンケート調査（乳児相談時）で「今後もこの地域で子育てをしていきたい」と回答した市民の割合 91.5%以上（87%）		
48	妊娠期の健康管理・育児に関する学習機会の提供（★） 妊娠期から夫婦で積極的に健康管理・育児の知識の普及と技術を習得する機会を提供することで、出産後育児が不安なく行われ、愛情を持って子どもを養育できるよう「ママ・パパ教室」を実施します。開催にあたっては、父親も参加しやすいよう土曜日にも実施します。		子育て支援課	
	指標	ママ・パパ教室等の初妊婦参加率		50%（47.6%）
		ママ・パパ教室等のパートナー参加率		85%（85.7%）
49	勤労妊婦の母性健康管理対策の推進（★） 【新規】 妊娠、出産を理由とする不利益取り扱いを受けないよう、妊娠届出時、ママ・パパ教室、家庭訪問等においてリーフレットの配布と説明、相談先の周知を図ります。		子育て支援課	
	指標	母性健康管理指導事項連絡カードの対象妊婦への周知率 100%		

（★）は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

※指標におけるカッコ内は令和6年度数値

【指標の一覧】

事業番号	指標名	目標値 ()内は令和6年度実績値	具体的取組	担当課
3	性の多様性に関する啓発	年1回以上(年4回)	多様な性のあり方に関する意識啓発の推進	企画政策課
5	講演会・講座等の開催回数	年2回以上(3回)	男女共同参画に関する市民向け講演会や講座等の開催	企画政策課
	参加者数	年150人以上(77人)		
6	意識啓発パンフレット等の配布	年2回6,000部以上(5回6,000部)	男女共同参画に関する意識啓発	企画政策課
7	市職員対象の男女共同参画に関する研修の実施	年1回以上(1回)	男女共同参画に関する市職員研修の実施	職員課
9	相談窓口の周知・啓発回数	年12回(12回)	DV防止に関する相談窓口等の周知と意識啓発	子育て支援課
	DVカード配布枚数	年500枚		
11	高齢者見守りネットワーク協力事業所	年1事業所以上(5事業所)	高齢者の虐待防止	高齢者支援課
12	DV等に関する庁内連携会議開催	年1回以上(1回)	DV対策について関係機関との連携の強化	子育て支援課
13	DV等に関する研修参加	年1回以上	相談員のDV等に関する相談技術の向上	子育て支援課
14	審議会等における女性委員の登用率	30%以上(24.8%)	男女共同参画によるまちづくりの推進と審議会等委員への女性参画の拡大	企画政策課
15	管理職に占める女性の割合	30%以上(15.3%)	市女性職員の登用の推進	職員課
16	市女性職員の活躍推進のための研修への参加人数	年5人以上(5人)	市女性職員の活躍推進のための研修への参加人数	職員課
18	認定市民活動団体のうち、「男女共同参画」分野に取り組む団体数	年5団体以上(7団体)	市民活動における男女共同参画の促進	生活課

事業 番号	指標名	目標値 ()内は令和6年度実績値	具体的取組	担当課
19	家庭教育学級の開催回数	年 56 回以上 (56 回)	父親の子育てに関する 学習機会の提供	生涯学習課
	家庭教育学級の父親参加者	年 300 人以上 (246 人)		
20	6 か月乳児相談受診率	95% (92.7%)	乳幼児相談・健診事業の 充実	子育て支援課
	1 歳 6 か月児健康診査受診 率	98% (96.8%)		
	3 歳児健康診査受診率	97% (98.2%)		
21	「もばらで子育てガイドブ ック」の配布数	年 2,500 部 (2,900 部)	子育て支援に関する情 報提供	子育て支援課
22	個別支援会議	年 50 回以上 (56 回)	子育てに関する相談業 務の充実	子育て支援課
23	移動式赤ちゃん休憩室の貸 出回数	年 3 回以上 (2 回)	移動式赤ちゃん休憩室 の貸出し	生活課
24	延長保育の実施時間を延長 する保育施設	現計画の中に 2 か所 (1 か所)	多様な働き方を支援す るための保育サービス の拡充	保育課
	一時預かりを実施する保育 施設	現計画の中に 4 か所 (4 か所)		
	病児・病後児保育を実施す る保育施設	現計画の中に 1 か所 (1 か所)		
25	学童保育の開設場所	現計画の中に 16 か所 (15 か所)	放課後等の子どもの居 場所づくり	保育課
	学童保育の児童数	年 665 人 (625 人)		
26	子育てふれあい広場の参加 人数	年 250 人以上	公立幼稚園における子 育て支援と地域開放の 充実	学校教育課

事業番号	指標名	目標値 ()内は令和6年度実績値	具体的取組	担当課
28	認知症サポーター養成講座回数	年15回(15回)	認知症高齢者と家族等への支援の充実	高齢者支援課
	受講者数	年300人(359人)		
31	特定事業主行動計画の実施状況の公表	年1回(1回)	市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進	職員課
33	セミナー等の開催	年1回(1回)	就労を希望する女性の再チャレンジ支援	商工観光課
34	国・県・民間企業が提供する学習コンテンツの情報発信	年1回以上	女性デジタル人材育成等の推進	企画政策課
35	家族経営協定の新規締結数	年1件以上(1件)	農業における家族経営協定締結の促進	農政課
36	もばら百歳体操補助金交付団体	年2団体以上(3団体)	高齢者の自主活動への支援	高齢者支援課
39	こころの健康相談	年12回40人以上 (12回35人)	こころの健康に関する相談・支援の実施	健康管理課
40	相談窓口の周知	年1回以上	困難な問題を抱える女性への支援	子育て支援課
42	自主防災組織カバー率	78.24%(69.32%)	自主防災組織の育成	防災対策課
44	がん検診の受診率	肺がん60%(10.2%) 胃がん60%(3.2%) 大腸がん60%(7.0%) 乳がん60%(18.9%) 子宮頸がん60%(12.8%) 骨粗しょう症予防検診3.7%(2.4%)	自らの健康を自ら管理する意識づくりについての啓発	健康管理課
46	スポーツ・レクリエーション事業等の開催回数	年30回以上(31回)	スポーツを通じての健康増進	スポーツ振興課
	スポーツ・レクリエーション事業等の参加者数	年2,000人以上 (2,069人)		

事業 番号	指標名	目標値 () 内は令和6年度実績値	具体的取組	担当課
47	健やか親子 21 アンケート調査（乳児相談時）で「今後もこの地域で子育てをしていきたい」と回答した市民の割合	91.5%以上（87%）	安心して妊娠・出産するための支援	子育て支援課
48	ママ・パパ教室等の初妊婦参加率	50%（47.6%）	妊娠期の健康管理・育児に関する学習機会の提供	子育て支援課
	ママ・パパ教室等のパートナー参加率	85%（85.7%）		
49	母性健康管理指導事項連絡カードの対象妊婦への周知率	100%	勤労妊婦の母性健康管理対策の推進	子育て支援課

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

茂原市男女共同参画計画（第5次）を効果的に推進するために、男女共同参画社会づくりへのさらなる理解の浸透に努めるとともに、推進体制の整備、関係機関との連携、市民や団体、企業等の連携を図りながら進めます。

（1）推進体制の整備

第5次計画に基づき、さまざまな施策を総合的かつ計画的に推進していくため、推進体制の充実を図ります。

庁内においては「茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会」を設置し、計画の推進、施策の調査・研究に努めます。また、関係各課で取り組んでいる各事業の進捗状況について事業評価シートによる評価を行い、計画の適切な進行管理に努めます。

さらに、有識者等からなる「茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会」により外部評価を実施することで評価の透明性を確保し、施策の効果的推進を図るとともに、結果について広く公表します。

（2）関係機関との連携

男女共同参画社会を実現するための課題は広範囲にわたるため、法律や制度の見直しなど、市行政の権限を超えるものについては国・県に要請します。

また、近隣市町村との交流・連携を図り、広域的に計画を推進します。

（3）調査研究・情報提供の充実

第5次計画を効果的に推進するため、引き続き市民の意識、企業・団体の意見や実態などを調査研究・分析し、各施策に反映させます。

男女共同参画社会を実現するためには市民や企業・団体の理解と協力が不可欠であることから、講演会やセミナーなどの開催による意識啓発、広報もばらや市公式ウェブサイトなどさまざまなメディアを活用した情報提供に努めます。

